

令和6年度 第3回高梁市地域公共交通会議次第

日時：令和6年12月17日（火）14：00～

場所：高梁市役所3階大会議室

1. 開 会

当日出席者名簿 資料1

2. 役員の選任について

3. 会長あいさつ

4. 会議

報告1：高梁市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

資料2

報告2：高梁市地域公共交通会議委員・専門員について

資料3

報告3：通所介護施設共同送迎事業に係る経過報告について

資料4

議事1：高梁市地域公共交通計画の策定について

資料5-1～3

5. その他

資料6

※今後の予定等について

※その他

6. 閉 会

資料1 (差替)

<委員・専門員>

所 属	氏 名	出席者
備北バス株式会社 代表取締役	政 森 毅	政 森 毅
中鉄北部バス株式会社 営業部部長代理	清 水 亨	清 水 亨
備北タクシー株式会社 代表取締役	小 野 伸 一 郎	小 野 伸 一 郎
私鉄中国地方労働組合 備北バス支部執行委員長	植 田 寿 行	植 田 寿 行
高梁地域まちづくり協議会 会長	丸 山 英 明	丸 山 英 明
有漢地域まちづくり協議会 会長	植 木 哲 夫	植 木 哲 夫
成羽地域まちづくり協議会 副会長	東 健 次	東 健 次
川上地域まちづくり協議会 会長	山 本 榮 三	山 本 榮 三
備中地域まちづくり協議会 会長	岡 崎 重 登	岡 崎 重 登
高梁市民生委員児童委員協議会	湯 浅 美 登 里	湯 浅 美 登 里
公募	鳴 川 忠 男	鳴 川 忠 男
公募	清 水 美 保 子	清 水 美 保 子
市職員	内 田 弘 樹	内 田 弘 樹
岡山県備中県民局建設部 高梁地域維持補修課 課長	柴 田 昇	柴 田 昇
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部岡山支社 地域交通課長	栃 折 太 介	栃 折 太 介
岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	橋 本 成 仁	橋 本 成 仁
中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官	吉 田 奈 美	代理 松 野 貴 大
岡山県県民生活部 県民生活交通課 副参事	原 弘 好	代理 池 上 昌 宏
岡山県高梁警察署 交通課 課長	河 合 利 隆	河 合 利 隆

(敬称略)

<事務局>

市民生活部長	伊 丹 誠
市民課長	江 藤 順 一
市民課課長補佐	難 波 吉 豊
市民課市民協働係長	西 本 直 樹
有漢地域局長	中 山 正 浩
成羽地域局長	小 田 昭 則
川上地域局長	大 塚 容 子
備中地域局長	赤 迫 和 之
健幸長寿課長	東 邦 宏
健幸長寿課課長補佐	大 塚 和 幸

(敬称略)

高梁市地域公共交通会議設置要綱

平成 18 年 11 月 7 日
告 示 第 189 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、地域の実情に即した輸送サービスの充実及び旅客の利便の増進に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、高梁市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償運送に関する事項
- (3) 計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第 3 条 交通会議の構成員は、委員及び専門員とする。

2 委員は、15 人⇒20 人以内とし、次の各号に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
- (3) 住民の代表
- (4) 利用者の代表
- (5) 市の職員
- (6) 道路管理者
- (7) 鉄道事業者
- (8) 学識経験者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営上必要と認める者

3 前項第 4 号の選任に当たっては、公募によるものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 専門員は、国及び県の職員で公共交通に関し専門的な知識を有する者であり、市長が必要と認めた者とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 交通会議に会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

3 会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とする。

- 4 前項により難い場合は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 会長は、必要に応じて委員及び専門員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると会長が認めるときは、この限りでない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が整った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。

(専門部会)

第7条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、専門部会をおく。

- 2 専門部会の構成員は、委員の中から会長が選任する。
- 3 専門部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 専門部会は、申請内容の事前審査、交通会議の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）の審査を行い、専門部会において審査した事項に関して交通会議に報告する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年高梁市条例第35号）の定めるところによる。

(事務局)

第9条 交通会議の事務局を高梁市市民生活部市民課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

- 2 交通会議の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月19日告示第51号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月17日告示第27号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月19日告示第240号)

この告示は、平成21年8月19日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第106号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月30日告示第160号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年8月23日告示第154号)

この告示は、平成29年8月25日から施行する。

附 則(令和2年11月25日告示第286号)

この告示は、令和2年11月27日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第48号)

この告示は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則(令和6年 月 日告示第 号)

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

高梁市地域公共交通会議 委員名簿

資料3

委員任期:令和5年8月25日～令和7年8月24日

区 分	所 属	氏 名	備考
一般旅客自動車運送事業者の代表	備北バス株式会社 代表取締役	政 森 毅	
	中鉄北部バス株式会社 営業部部長代理	清 水 亨	
	備北タクシー株式会社 代表取締役	小 野 伸 一 郎	
一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表	私鉄中国地方労働組合 備北バス支部執行委員長	植 田 寿 行	
住民代表	高梁地域まちづくり協議会 会長	丸 山 英 明	
	有漢地域まちづくり協議会 会長	植 木 哲 夫	副会長
	成羽地域まちづくり協議会 副会長	東 健 次	
	川上地域まちづくり協議会 会長	山 本 榮 三	
	備中地域まちづくり協議会 会長	岡 崎 重 登	
	高梁市民生委員児童委員協議会	湯 浅 美 登 里	
利用者代表	公募	鳴 川 忠 男	
	公募	清 水 美 保 子	
市の職員	政策監	内 田 弘 樹	
道路管理者	岡山県備中県民局建設部 高梁地域維持補修課 課長	柴 田 昇	
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部岡山支社 地域交通課長	栃 折 太 介	
学識経験者	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	橋 本 成 仁	
国の関係者	中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官	吉 田 奈 美	専門員
県の関係者	岡山県県民生活部 県民生活交通課 副参事	原 弘 好	専門員
警察関係	岡山県高梁警察署 交通課 課長	河 合 利 隆	専門員

(敬称略)

資料 4

通所介護施設共同送迎(ゴイッショ)実証実験について

令和 6 年 5 月 20 日の第 1 回高梁市地域公共交通会議において概要説明を行いました
「通所介護施設共同送迎実証実験」の取り組みについて下記により報告いたします。

【自家用有償旅客運送者登録について】

令和 6 年 9 月 24 日に高梁市福祉有償運送運営協議会で審査いただき、岡山県に令和
6 年 11 月 1 日付で、高梁市社会福祉協議会を自家用有償旅客運送者として登録いただき
ました。

【実証実験について】

実施期間

令和 6 年 11 月 11 日(月)から令和 6 年 12 月 13 日(金)まで (29 日間)

対象地域及び参加事業所

・高梁地域 4 事業所

主な送迎エリアは、中井・巨瀬・津川・松原地域

・成羽地域 3 事業所

主な送迎エリアは、成羽・川上・備中地域

登録利用者数 41 名

委託料 1 人当たり片道 770 円(税込み)

※実証実験期間中のみ

トリップ数(累計送迎人数)

計画数 666 件 実績 512 件(キャンセル数 154 件)

日当たりの平均トリップ数 17.7 件

- ・期間中、事故なく終えることができた。
- ・開始直後は、送迎員が不慣れなこと(スマホでのシステム操作や、知らない地域での運転など)も多く、送迎遅延等の問題が数件発生したが、中盤以降は、ほぼ問題なく送迎業務を実施できた。

【参加事業所への中間ヒアリング】12/2～12/4

○ポジティブコメント

- ・1便でも減るとかなり負担軽減なので、委託金額次第ではあるが今後も利用したい。
 - ・少し早い日もあるが、ほとんど定刻通りに送迎便が到着するので助かっている。
 - ・朝の送迎がかなり負担であったので、共同送迎に委託できて、楽になった。
 - ・楽になった分、ほかの利用者にゆっくり接することができるようになった。
 - ・地域密着型なので委託に出せる人数も限られており、メインユーザーにはなれないが、共同送迎は困ったときの選択肢として残してほしい。今後もサービスとして継続してほしい。
 - ・遠い方や道が険しい方を受け入れてもらえるとすごく助かる。
 - ・送迎員の確保が難しくなっているし、既存の送迎員も高齢になってきているので、将来的には必要なサービスだと思う。
 - ・送迎の質と委託料のバランスが取れれば、利用するメリットはあると感じている。
- ・多くの参加事業所より、省力化に効果があるとのこと意見をいただいた。
また、実証実験終了後も継続してほしいとの期待の声をいただけた。

○ネガティブコメント

- ・ドライバーが乗降介助中に、棒立ちだった。(利用者へ車両内の手すりの位置を教えたり、ステップ台を出したりするなどの気遣いをしてほしい)
- ・シルバーカーを車に乗せる作業を利用者家族にさせたと聞いた。
- ・ドライバーのハンドリング技術に少し不安があったと利用者から聞いた。
- ・施設到着後、職員が指示する前に利用者を勝手に降ろし始めるドライバーがいるので、職員の指示があるまでは降ろさないようにしてほしい。
- ・職員に引き継ぐまでは、ドライバーの責任だということをしっかり認識してほしい。
- ・送迎計画の時間に追われているのはわかるが、安全を第一で仕事に取り組んでほしい。
- ・ステップ台を使わないドライバーがいる(ステップ台の使用は徹底してほしい)
- ・利用者宅でシルバーカーが乗らないかったと置いてきたドライバーがいた。持ってこなかったことよりも、利用者宅で起こったトラブルをドライバー個人で判断

したことが問題だ。

- ・施設での駐車位置について、職員からドライバーへ「もう少し寄せて停めなおしてほしい」と頼んだところ、ドライバーから「動かしたくない」と拒否され、動かしてくれなかった。
- ・座席指定(助手席指定)がいつも守られていない。

・送迎員(ドライバー)の接遇、安全面に関する意見を多くいただいた。

ただし、参加事業所としては単に苦情ではなく「今後の事業継続を期待して、より良いサービスにしてほしい」との期待を込めて、厳しい意見・指摘をすることであった。

【今後の課題点】

・送迎員(ドライバー)の確保

今回の実証実験では、シルバー人材センターの送迎員に協力いただいたが、市の委託事業による福祉有償運送の送迎員を兼務していることから、勤務シフトが非常に厳しい状況にあった。安定的な送迎の実施には、送迎員の追加確保が必要。

・送迎の質の向上

参加事業所からも意見をいただいた送迎時の接遇などの課題について、送迎時の質の向上が必要であると考えられ、接遇研修などの計画が必要。

・実施エリア、事業規模(受託定員等)

現在の人員(送迎員)、資産(車両等)から、安定した事業を実施できるエリア(範囲)、受託人数等を設定する必要がある。

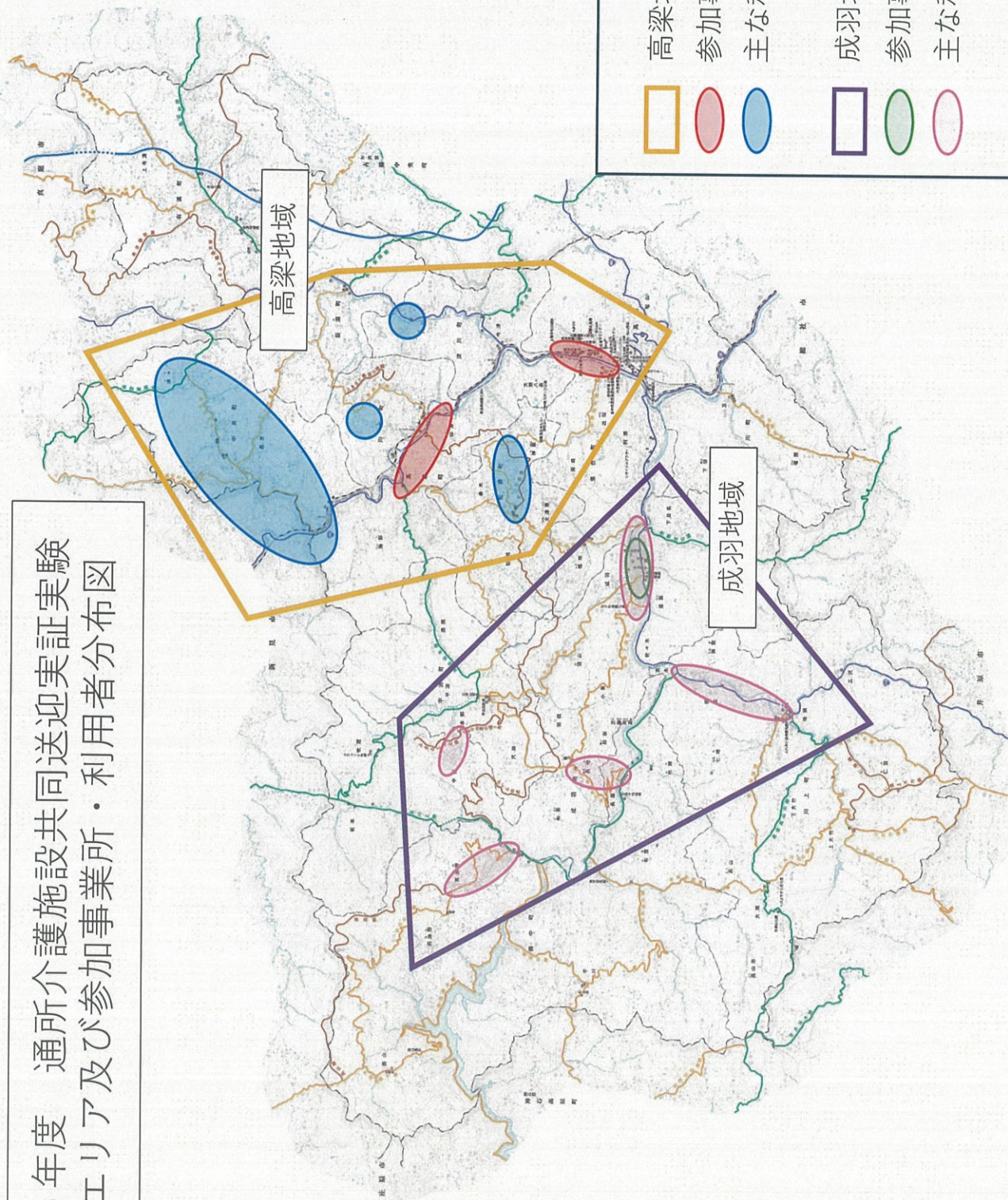
・事業収支(委託料等)

実証実験の結果から、事業を継続するために必要となるコスト(人件費、車両維持費、燃料費等)を算出し、本運行での1人当たりの送迎委託料を設定する必要がある。〈今回の実証実験でも、本市の地域性から、効率の良い(比較的近い地域を1便で複数人送迎できる)黒字路線・効率の悪い(遠方に1人だけを迎えに行く)赤字路線が確認できており、距離による料金設定等も検討する必要があるものと考えられる。〉

・送迎用車両(専用)の確保

今回の実証実験では、経費を最小限に抑える必要があることから、現在保有する資産(車両)での実施としたが、使用する車両が市の委託事業による福祉有償運送にも使用することがあるなど、送迎計画における車両の配置が非常に困難であった。今後、事業を継続する場合には専用車両が必要であると思われる。

令和6年度 通所介護施設共同送迎実証実験 実施エリア及び参加事業所・利用者分布図



1. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化だけでなく、アフターコロナにより生活様式が変化し、全国的に地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、学生や車を持たない高齢者にとって、地域公共交通の維持・確保は必要不可欠です。

また、ニーズの多様化により求められるサービスも様々である一方、公共交通サービスの担い手も慢性的に不足しているため、今の時代に合った本市の地域公共交通の在り方を模索していく必要があります。

令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地域の輸送資源を総動員し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」(法定計画)の策定が地方公共団体の努力義務となりました。さらに、令和5年の改正では、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の連携・協働による「共創」を通じ、利便性・持続可能性、生産性の高い地域公共交通ネットワークを「リ・デザイン」(再構築)する必要性が示されました。

こうしたことを受け、高梁市では、本市を取り巻く社会状況の変化や地域公共交通の課題を把握し、市民の移動手段の維持・確保とともに、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成するため、高梁市地域公共交通計画を策定します。

2. 計画の区域

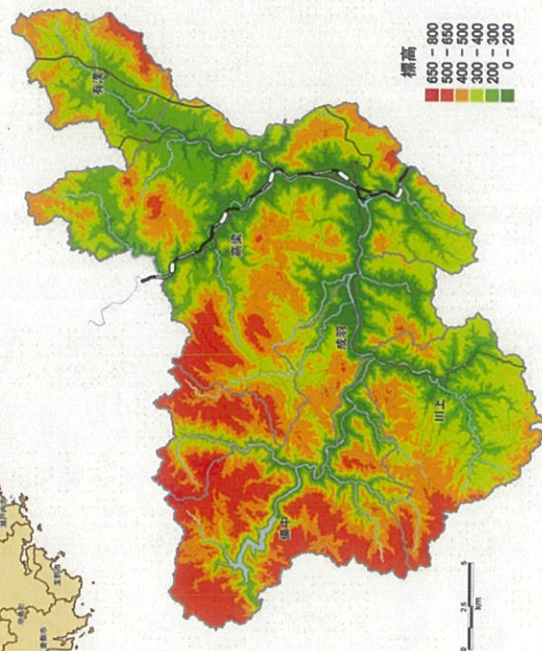
高梁市全域とします。

3. 計画の期間

令和7年4月～令和14年3月までの7年間とします。

1. 位置・地勢

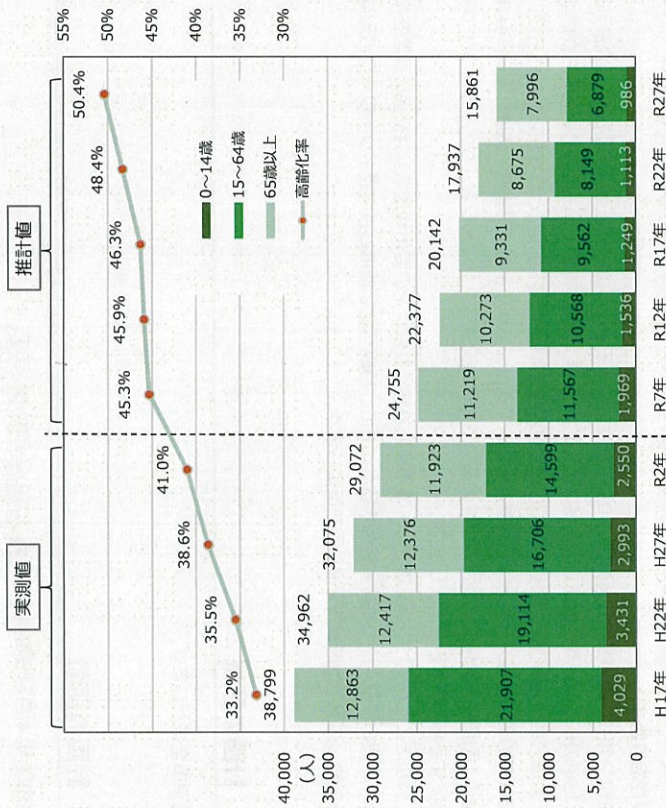
- 高梁市は、岡山県の中西部に位置し、東は吉備中央町、西は広島県庄原市、南は井原市、総社市、北は新見市、真庭市と接しています。
- 県下三大河川の一つ高梁川が中央部を南北に貫流し、その両側に吉備高原が東西に広がっています。高梁川と成羽川、その支流に沿って帯状に曲折した低地部と高原部に至る傾斜部および高原部分からなり、市北西部は急峻な山岳地帯が広がっています。



▲高梁市の位置・地勢

2. 人口・世帯

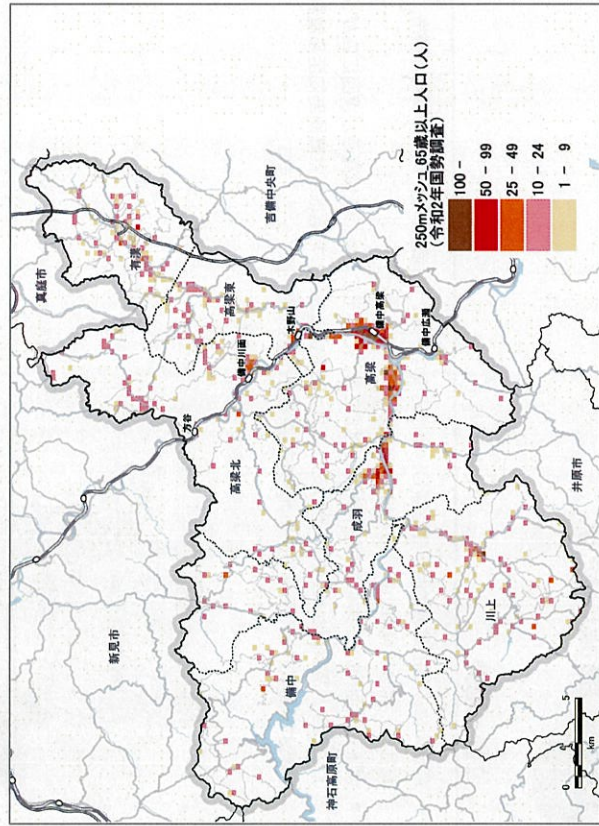
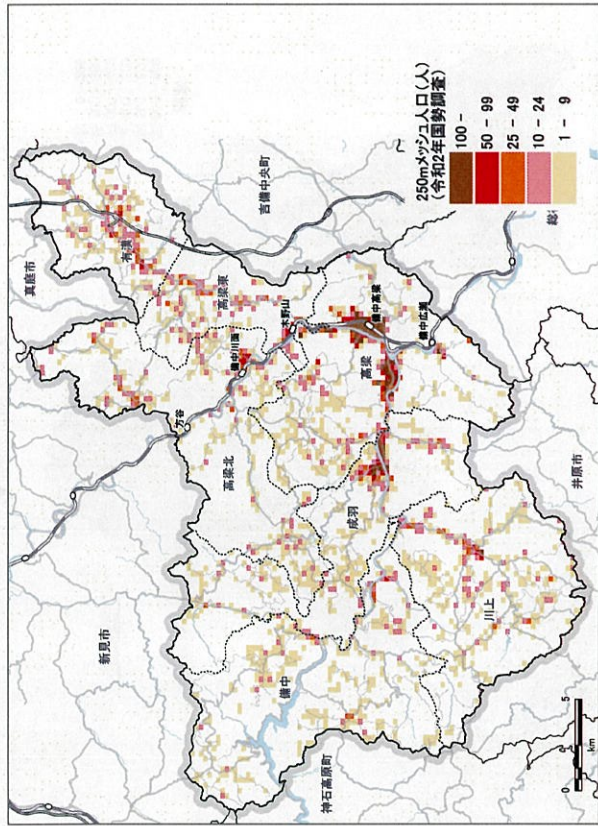
- 令和2年の年勢調査人口は約29,100人と、平成22年からの10年間で約5,900人減少しており、令和12年には約22,400人に減少すると予想されます。
- 平成22年から令和2年までの10年間で一般世帯数が1,239世帯（9%）減少する一方で、65歳以上の単独世帯は177世帯（9%）増加しています。
- 令和2年の高齢化率は41.0%と、平成22年からの10年間で5.5ポイント上昇しています。



▼世帯数の推移

	全世帯 （一般世帯）	高齢者世帯	
		65歳以上の単独世帯	夫婦65歳以上の夫婦のみの世帯
H22年	14,077世帯（100%）	4,121世帯（29%）	1,998世帯（14%）
H27年	13,431世帯（100%）	4,106世帯（31%）	2,075世帯（15%）
R 2年	12,886世帯（100%）	4,166世帯（32%）	2,175世帯（17%）
H22年比	△ 1.191世帯（△8%）	45世帯（1%）	△ 132世帯（△6%）

資料：令和2年国勢調査



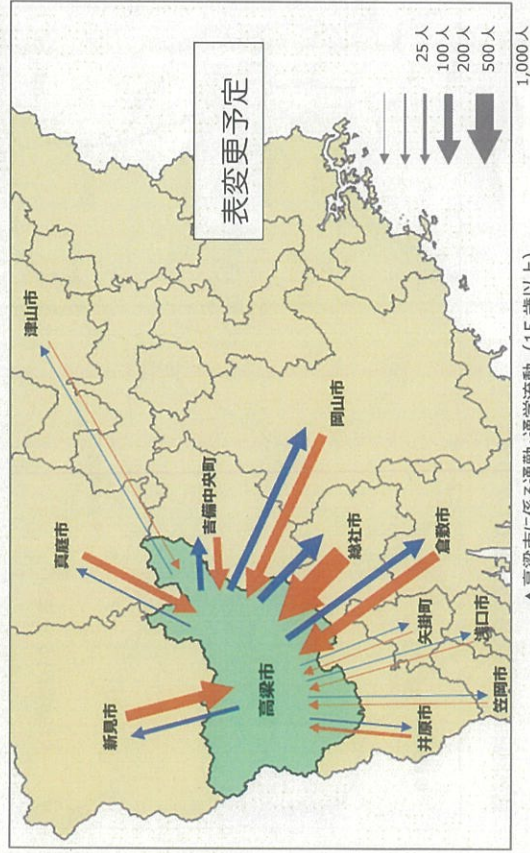
3. 通勤・通学流動

市内在住の15歳以上の通勤・通学者約15,300人のうち約2,400人(16%)が市外へ通勤・通学しています。一方、約4,600人(26%)が市外から本市へ通勤・通学しています。

▼高梁市に係る通勤・通学流動(15歳以上)

本市常住 就業・通学者	総数		就業者	通学者		総数	就業者	通学者
	15,288	100%	13,890	1,398	100%	17,508	100%	1,691
本市で就業・通学者	12,467	81.5%	11,397	1,070	77.2%	12,467	71.2%	1,070
市外で就業・通学者	2,441	16.0%	2,132	309	12.6%	4,569	26.1%	592
県内	2,354	96.4%	2,067	287	12.3%	4,389	96.1%	541
総社市	489	20.0%	467	22	0.9%	1,310	28.7%	95
岡山市	435	17.8%	326	109	24.6%	549	12.0%	79
倉敷市	407	16.7%	304	103	25.3%	643	14.1%	92
吉備中央町	354	14.5%	351	3	0.8%	426	9.3%	102
新見市	260	10.7%	241	19	7.3%	611	13.4%	96
真庭市	112	4.6%	108	4	0.4%	438	9.6%	38
井原市	91	3.7%	88	3	0.3%	207	4.5%	5
矢掛町	31	1.3%	31	-	0.0%	47	1.0%	7
浅口市	23	0.9%	13	10	43.5%	33	0.7%	5
笠岡市	22	0.9%	20	2	9.1%	31	0.7%	3
津山市	21	0.9%	21	-	0.0%	26	0.6%	3
その他	109	4.5%	97	12	11.1%	68	1.5%	16
他県	87	3.6%	65	22	25.3%	180	3.9%	51
就業・通学者区別(不詳)						92	0.5%	10
就業地・通学地(不詳)						380	2.2%	19
就業地・通学地(不詳)で当地に居住している者	380	2.5%	361	19	5.0%	380	2.2%	19

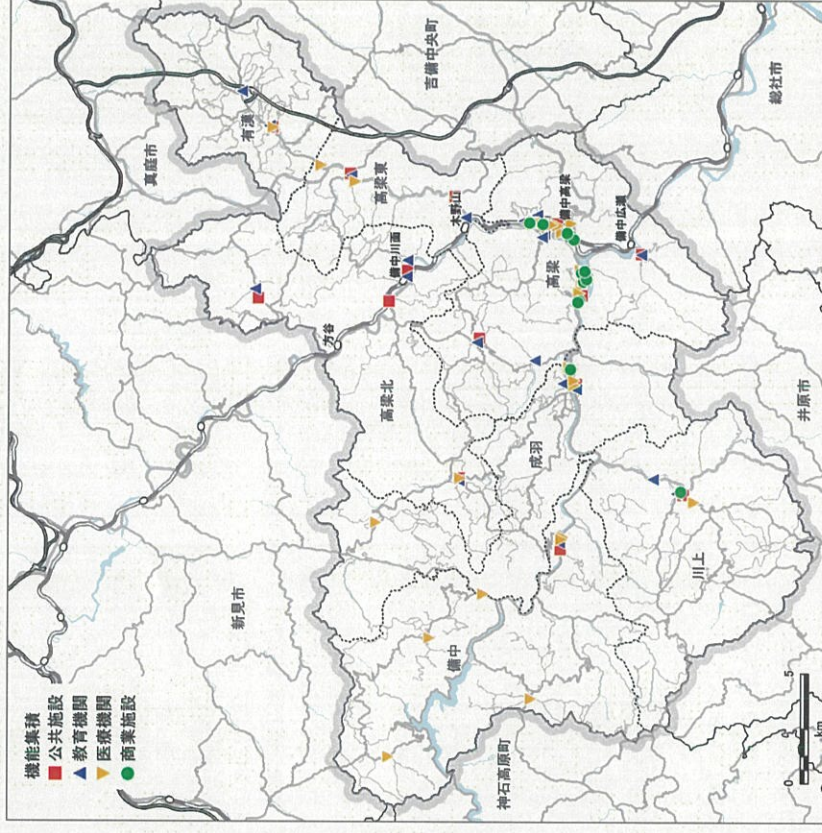
資料：令和2年国勢調査



4. 移動目的地となる施設の分布

4-1 主要施設

医療機関、商業施設、高校の多くは、備中高梁駅周辺の中心市街地に集積しているとともに、落合小学校周辺の国道313号沿いには商業施設が、成羽地域周辺には医療機関が集積しています。福祉施設やその他の公共施設は、市全域に広く分布しています。



第3章 まちづくりの方向性

This map illustrates the geographical context of the tour, showing the route connecting various historical sites and landmarks in the Kanto region. Key locations marked include:

- Maebashi (前橋市):** The central hub of the tour, featuring the Maebashi Central Station (前橋中央駅) and the Maebashi City Museum (前橋市博物館).
- Maebashi (前橋市):** The central hub of the tour, featuring the Maebashi Central Station (前橋中央駅) and the Maebashi City Museum (前橋市博物館).
- Maebashi (前橋市):** The central hub of the tour, featuring the Maebashi Central Station (前橋中央駅) and the Maebashi City Museum (前橋市博物館).

2

1-1 高梁市総合計画（令和3年3月）

まちづくりの基本理念を「つながり」から創る心豊かなまちづくり」とし、5つの基本方針を掲げています。

②公共交通に関する施策

また、観光振興において、「備中松山城」と「吹屋ふるさと村」を結ぶ観光ルートの2次交通の強化を挙げています。

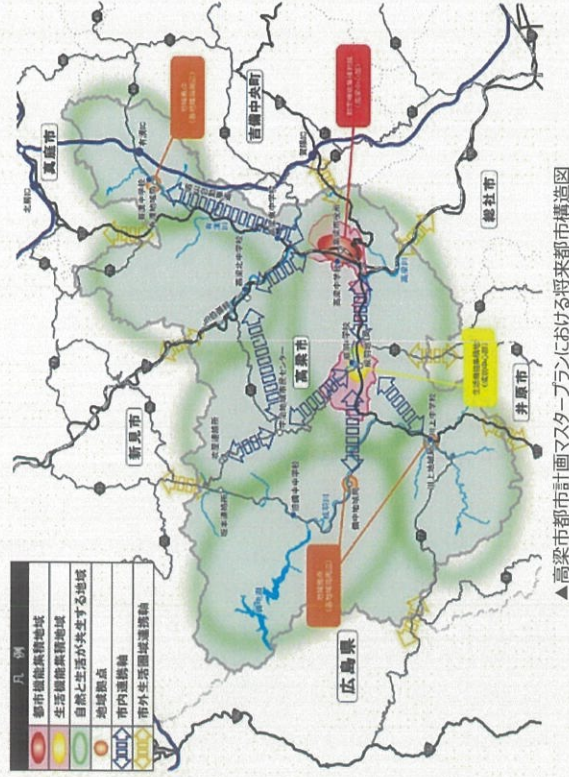
公共交通安全ホームページやパンフレット等による利用促進活動を進めます。

2. 関連計画

2-1 高梁市都市計画マスタープラン（令和5年）

①まちづくりの基本理念と将来都市構造

基本理念 備中高梁の歴史・文化を受け継ぐ持続可能なまちづくり



②公共交通に関する整備方針

分野別まちづくりの方針2都市交通において、公共交通の充実として、4つの整備方針を掲げています。

①利便性の高い公共交通ネットワークの構築

- ・備中高梁駅と高梁バスセンターを基点として、「成羽病院周辺」「川上地頭地区（川上地域局）」の3つを「交通拠点」として地域公共交通網を整備します。
- ・鉄道・バス等の公共交通は、高齢者や子どもにとって重要な交通機関であるとともに、環境負荷の小さい移動手段であるため、地域特性に応じ、路線網や駅などの拠点の充実やサービスの向上を図り、誰もが快適に利用でき、環境にやさしい交通体系の確立を目指します。
- ②市民ニーズをふまえた公共交通の再編
 - ・通院や買い物等を基本とした生活圏において、「交通拠点」を位置付け、地域公共交通網の再編に取り組みます。
 - ・路線バスに対する補助金や生活福祉バスの運行経費などの行政負担は増加傾向にある一方で、人口減少に伴い、利用者は減少傾向となっており、財政の負担が増加しています。財政負担を軽減させるため、縮小均衡を前提とした経費削減に取り組みます。

整備方針

- ・交通結節点においては、鉄道と路線バスや、路線バスと生活福祉バス・集合タクシーとの接続向上を目指します。
- ・高校生の通学利用を促すため、通学定期券購入者への半額助成制度により、公共交通の利用を促進します。
- ・低利用バス路線においては、交通資源の適正配分、効率的運行の観点から、利用実態を詳細に把握したうえで、運行便数等の見直し等を含め、需要に見合った適正な運行形態を検討します。
- ③公共交通空白地域の解消に向けた公共交通の取組
 - ・公共交通空白地域人口は、高梁市総人口の約17%となっています。地域特性や潜在需要を踏まえ、集合タクシーなどのデマンドや区域運行を基本とした交通手段を導入するとともに、地域団体の協力による公共交通空白地有償運送やボランティア運送の導入を検討し、公共交通空白地域の解消を図ります。
 - ④観光振興のための公共交通の基盤強化
 - ・岡山橋太郎空港・JR備中高梁駅と市内の観光地との間や、観光地と観光地との間を結ぶ公共交通の導入に向け、ダイヤ、経路及び運行形態等について検討します。

2-2 その他関連計画

その他の関連計画における公共交通に関する施策・方向性は以下のとおりです。

計画名	公共交通に関する施策・方向性
高梁市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画（令和6年3月）	2 地域福祉と社会参加の充実 ③福祉移送サービス事業等 ・高齢者及び障害者のうち、バス・タクシーなどの利用が困難な人を対象に、予約型乗合いタクシーや福祉移送サービスなどで高齢者の外出支援を行います。また、運転ボランティアの確保に努めるとともに、より利用しやすいサービス提供体制を構築します。 3 安全・安心な住環境の確保 (1) 高齢者等を取り巻く社会環境の変化 ①移動対策の整備 - 高齢者を含め交通弱者の交通・移動対策として、現在運行している生活福祉バス・予約型乗合いタクシー等については、利用状況を十分調査し適宜見直しを行いながら、交通空白地においてはタクシー利用助成制度等、より生活利便性の向上を図る手段を取り入れ、地域に適した持続可能な公共交通整備に努めます。
高梁市障害者福祉計画（令和6年3月）	訪問系サービスの推進 - 電車・バス、タクシー等の各種運賃割引や助成制度の周知に努め、生活行動範囲の拡大や社会参加の促進が図られるよう支援します。 - 移動・交通手段の確保 ・障害のある人が外出しやすい環境を整えるため、自家用車の改造費助成や福祉車両の購入補助を行うとともに、施設のバリアフリー化の促進に努めます。 ・障害のある人の社会参加を促進するため、福祉移送サービスや外出ガイドヘルプ事業の充実を図ります。

介護分野・交通分野と連携して、医療機関利用者の利便性向上に向けた通院支援や交通施策を検討します。

■通院手段の充実

- 交通アクセスの空白地帯となっているエリアを中心として、生活福祉バスや乗合いタクシーの活用
- バスの時刻と診療時間の調整

・公共交通の満足度向上に向けて、住民のニーズを取り入れながら事業者と連携し、それぞれの地域の実情に即した交通手段を導入していく。

・幹線となる路線バスの低利用路線の見直しと高利用路線の拡充、枝線となる生活福祉バス、乗合タクシーの運行見直し基準による路線廃止を含めた再編や、一般タクシーを公共交通として位置づける新たな施策を取り入れるなど、より利用しやすい公共交通の整備を進める。

・鉄道を利用しやすい路線バス等のダイヤ編成や、備中高梁駅周辺の総合的な利便性の向上を推進する。

I 計画策定の基本事項

2 計画の目的

少子化に伴い、市立小・中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち一人一人の「生きる力」を育てることができ、よりよい教育環境を実現することを目的とする。

Ⅲ 小中学校の具体的な適正配置計画

2 適正配置の基準

(2) 通学条件

- 児童生徒の通学負担を軽減するため、再編先の学校までの距離や通学時間を考慮し、平成30年答申を踏まえ、スクールバスの利用等を含め、通学時間はおおむね1時間圏内であること、また通学が困難な危険箇所がないことを通学条件の基本とします。
- 再編により新たに交通手段の確保が必要となる場合は、従来のとおり、「路線バス」、「生活福祉バス」及び「スクールバス」等を活用し、児童生徒が円滑かつ安全に通学できるようにします。
- 既存の交通手段の利用ができない場合は、スクールバスの新ルート設置等により、通学手段を確保します

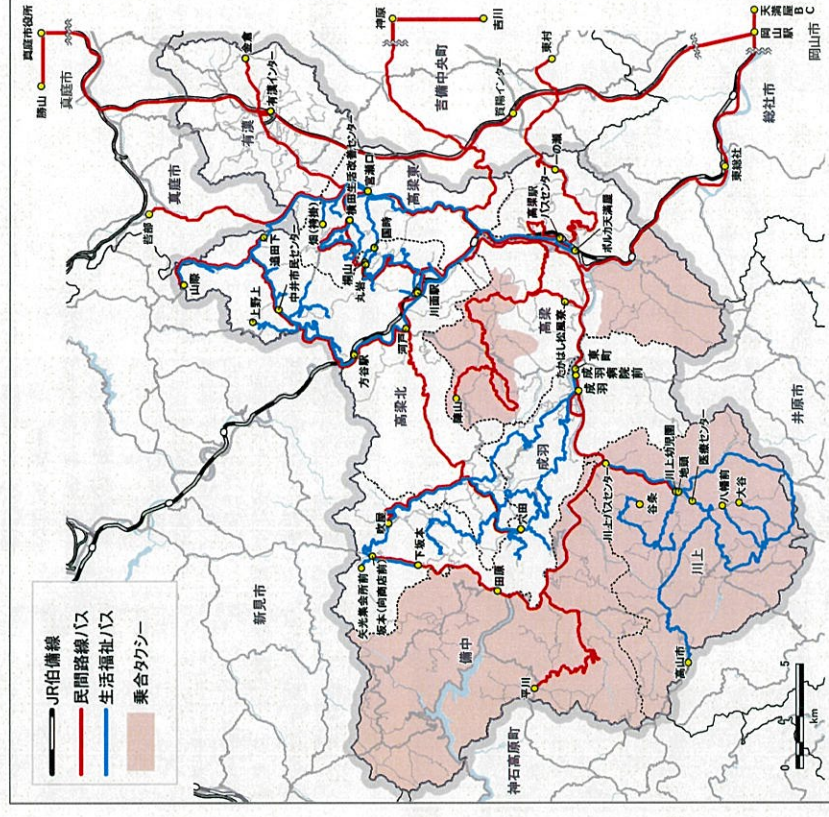
第4章 地域公共交通の現状

1. 公共交通体系

本市の公共交通としては、鉄道、民間路線バス、生活福祉バス、乗合タクシーがあります。鉄道は、主に市民だけでなく、近隣市町から本市への通勤・通学に利用されています。

民間路線バスは、主に市内各地域と市の中心市街地を結び、主に車を持たない市民の足として、鉄道とともに市民生活に欠かせない基幹交通と位置付けています。

生活福祉バスや乗合タクシーは主に地域内での通院、買物など日常生活に欠かせない地域生活交通と位置付けています。

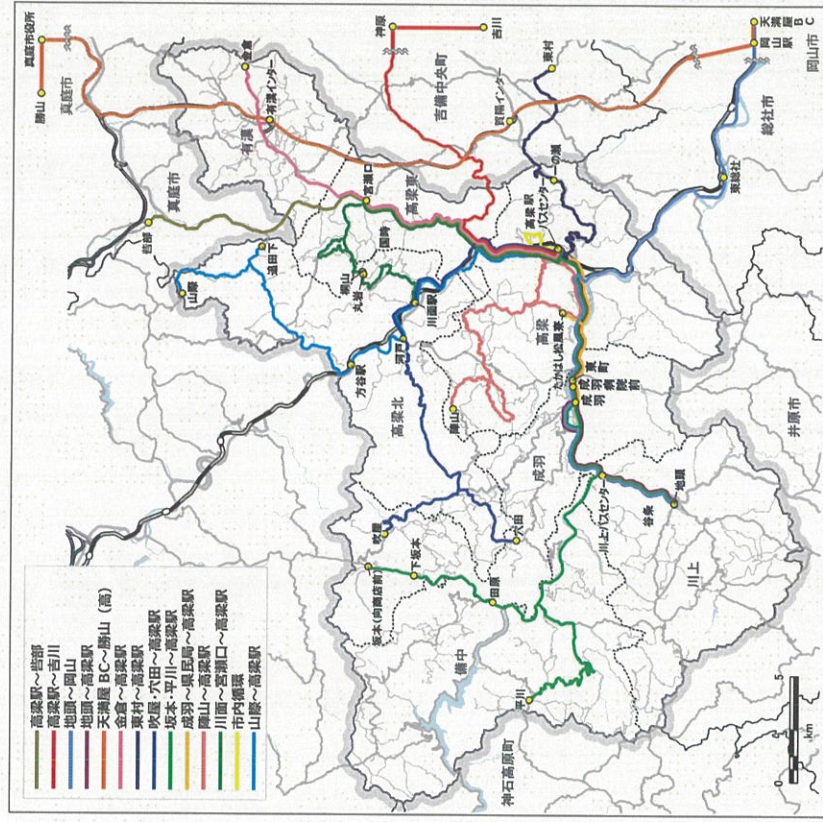


▲高梁市地域公共交通網

1-2 民間路線バス

●民間路線/バスは、備北バス25系統と中鉄北部バス1系統の計26系統あり、このうちの7系統（備北バス6系統、中鉄バス1系統）は、近隣市町と結んでいます。

●年間利用者は、コロナ禍の中、令和3年度には約304,500人（平成30年度比22%減）まで減少しましたが、令和5年度には約316,000人（平成30年度比19%減）まで回復しています。



▲民間路線バス網



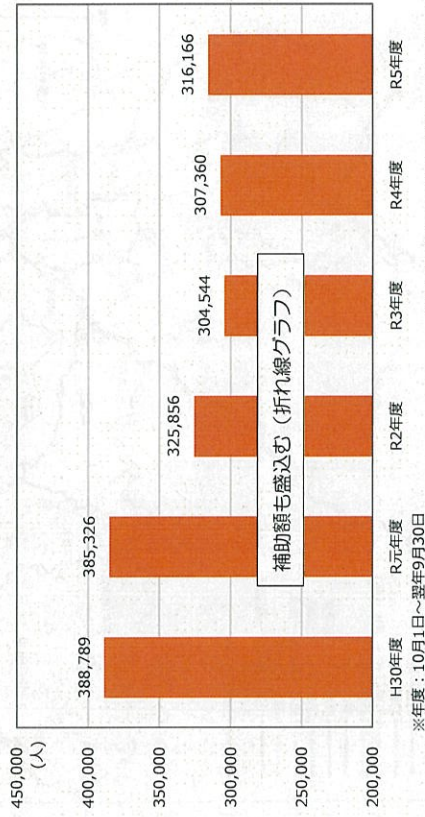
▲日乗車人員の推移（市内駅合計）

▼補助系統に関わる事業及び実施主体

区分・補助事業	系統名	起点	経路	終点	事業許可区分	運行形態	実施主体	役割	確保維持費
生活交通路線(幹線補助)	皆部	高梁駅	塩坪	皆部	4条集合	路線定期運行	交通事業者	次ページ参照	- 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 - 地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行を行う
	吉川	高梁駅	リリハ	吉川					
	岡山	地頭	古頭	岡山					
	地頭	地頭	古頭	高梁駅					
	(高)勝山	天満屋	BC	賢陽IC					
市単独路線(支線市単補助)	金倉	倉金	倉有漢	IC	4条集合	路線定期運行	交通事業者	市内各地域を運行し、軸となる地域拠点(主に高梁バスセンター・各地域局・病院)に接する。	- 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 - 運行にかかる費用総額のうち、経常収益および他補助を運行経費から差し引いた差額を高梁市が補助金として運行事業者へ負担することとする
	神原	神原	新原	町					
	東村	東村	大村	和					
	吹屋	吹屋	川屋	面					
	平川	平川	古川	町					
	大和	大和	和坂	本					
	有漢インター	高梁	高梁	関口					
	坂本	坂本	成本	成					
	方谷	谷山	際花	本					
	穴田	田穴	川田	面					
	穴田	田穴	田	高					
	穴田	田穴	田	高					
	穴田	田穴	田	高					
	成羽	成羽	羽民	局					
	陣山	陣山	三本	高					
	陣山	陣山	山井	谷					
	八石	石丸	岩八	石					
	市内循環	高梁	駅	古備国大					
	山際	山際	川	面					
	丸岩	丸岩	丸	高					
	丸岩	丸岩	丸	高					
	川合	合川	合	成					

▼幹線補助系統の役割

運行系統名	役割
皆部	真庭市(旧北房町地域)及び高梁市巨瀬町・津川町・有漢町各地域における、主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者や学生の通学(高梁・城南高等学校・高梁市立高梁東中学校)・通院・買い物といった、生活を営むのに必要な路線である。
吉川	吉備中央町(旧賀陽町地域)及び高梁市津川町地域における、主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者や学生の通学(高梁・城南高等学校)・通院・買い物といった、生活を営むのに必要な路線である。
岡山	高梁市西部地域である成羽町・川上町・備中町住民の主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者の通院・買い物(総社市や岡山市方面)といった、生活を営むのに必要な路線である。
地頭	高梁市内の最重要幹線であり、高梁市西部地域である成羽町・川上町住民の通学・通院・城南高等学校)・通院・買い物として、生活を営むのに必要な路線である。
(高)勝山	高梁市北東部(主に高梁市松山、有漢町)における住民の岡山市内病院への通院、買い物等の利用のため必要な路線である。

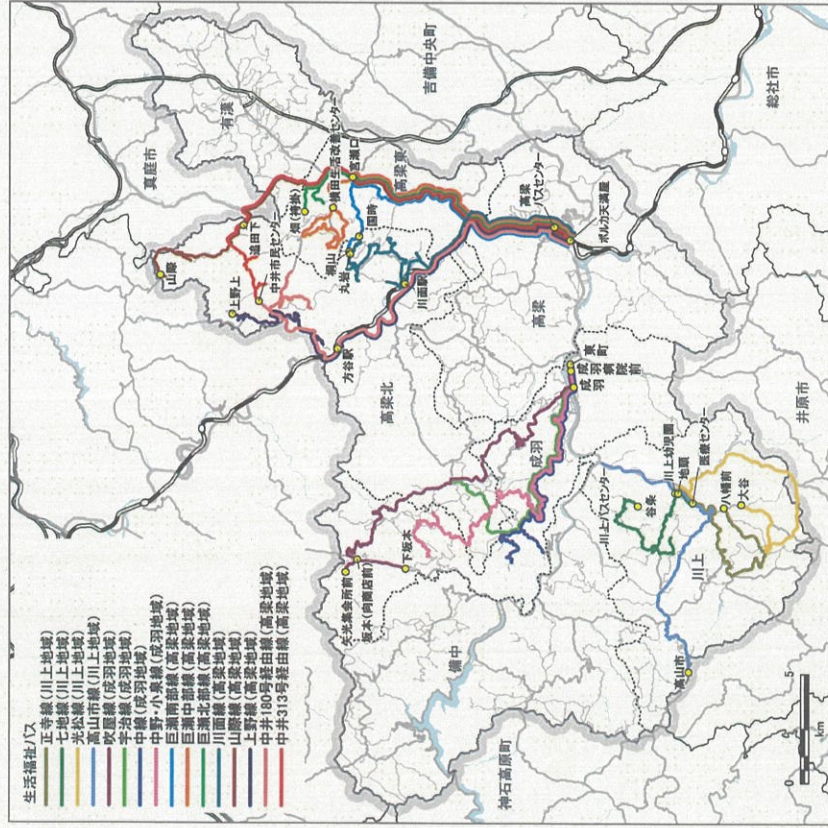


資料：備北バス株式会社・中鉄北都バス株式会社

▲年間利用者数の推移

1-3 生活福祉バス

- 生活福祉バスは、市内3地域で16路線26系統（川上地域4路線10系統、成羽地域4路線8系統、高梁地域8路線8系統）が運行しています。
- 高梁地域の各路線は週1～2日、成羽地域の各路線（宇治線を除く）は週2～3日の曜日運行、川上地域は毎日運行となっています。
- 年間利用者数は、コロナ禍の中、令和4年度には約4,400人（平成30年度比33%減）まで減少しましたが、令和5年度には約5,400人（平成30年度比18%減）まで回復しています。



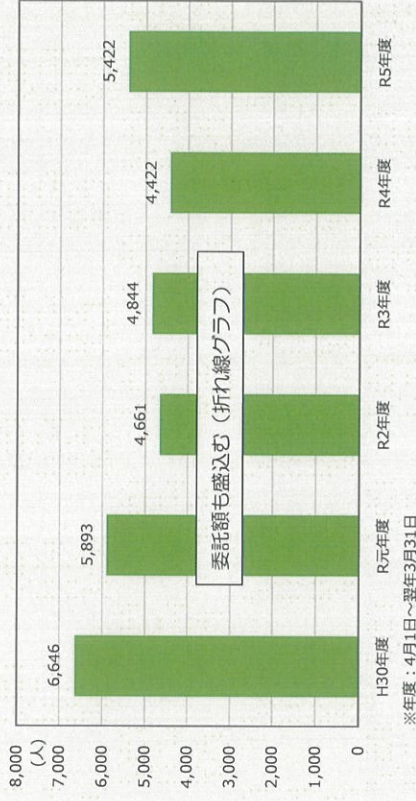
▲生活福祉バス路線網

▼補助系統に関わる事業及び実施主体

地域	路線名	起点	運行系統 主な経由地	終点	事業計画 区区分	運行形態	実施主体	運行日
川上	正寺	八幡前	正寺	川上幼稚園	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		八幡前	正寺	地頭	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
	七地	谷条	野呂中	医療C#2	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		谷条	野呂中	地頭	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
光松		谷条	鹿渡	地頭	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
		大谷	光松	医療C	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		大谷	光松	川上幼稚園	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
		大谷	光松	地頭	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
高山市		高山市	川上幼稚園	川上バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		高山市	川上バスC	川上バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
	吹置	下坂本	宇治	東町	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	月・水運行
	宇治	成羽バスC	東	宇治	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	月～金運行
成羽	中	西布奇三叉路	成羽バスC	東町	78条	路線定期運行	高梁市※1	火・水曜
		西布奇三叉路	成羽バスC	成羽病院	78条	路線定期運行	高梁市	2・4水曜
	中野・小泉	下長田	成羽バスC	東町	78条	路線定期運行	高梁市	月・金曜
		下長田	成羽バスC	東町	78条	路線定期運行	高梁市	1・3・5水曜
高梁	巨瀬南部	柳山	宮瀬口	高梁バスC	78条	路線定期運行	高梁市	(煙線は月曜のみ)
	巨瀬中部	柳田生活改善C	宮瀬口	高梁バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	水曜
	巨瀬北部	梅掛	宮瀬口	高梁バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	火曜
	川面	国時	川面駅	高梁バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	月曜
高梁	山際	山際集会所	追田	高梁バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	火・金曜
	上野	上野上	花木	高梁バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	水曜
	中井180号線	中井市民C	花木	高梁バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	金曜
	中井313号線	中井市民C	追田	高梁バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	水曜

注1. 実施主体が高梁市の場合、運行は交通事業者に委託

注2. Cはセンターの略

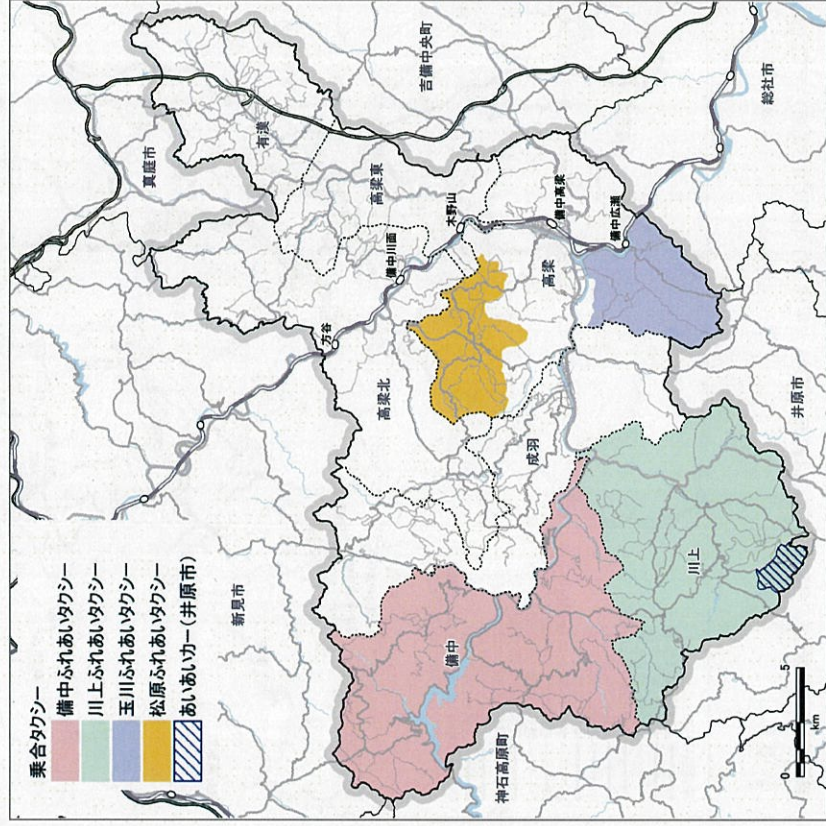


※年度：4月1日～翌年3月31日

▲年間利用者数の推移

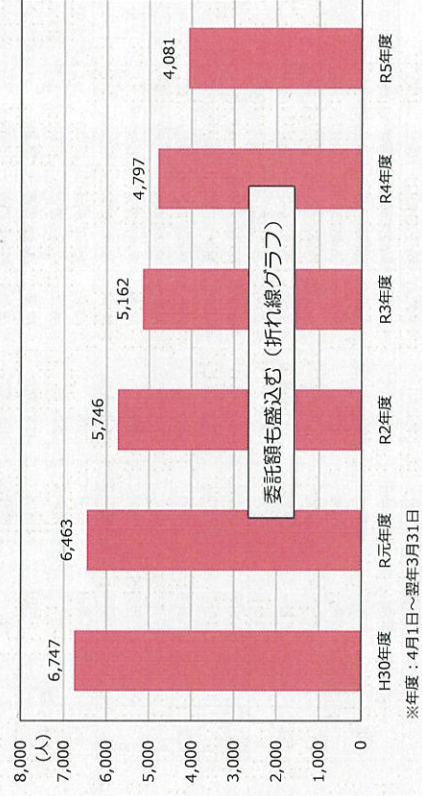
1-4 乗合タクシー

- 乗合タクシーは、備中、川上、玉川、松原の4地域で「ふれあいタクシー」の愛称で運行しており、玉川地域を除く3地域では、営業区域を2～4区域に分けて運行しています。
- また、川上地域の佐屋地区では、令和4年10月から井原市の乗合タクシー「あいあいカー」が運行しています。
- 令和5年度の利用者は約4,100人で、平成30年からの5年間で40%減少しています。



▼ 補助系統に関わる事業及び実施主体

地域	系統名	営業区域	事業計画区分	運行形態	実施主体	運行日
川上	川上ふれあいタクシー	北部（七地・高山・高山市・大原・下大竹） 南部（吉木・龍鼓・領家・地頭・三沢・仁賀・上大竹）	4条	区域運行	成羽タクシー	火・金曜
			4条	区域運行	成羽タクシー	月・水曜
備中	備中ふれあいタクシー	西山 湯野・田原	4条	区域運行	成羽タクシー	金・土曜
			4条	区域運行	成羽タクシー	火・木・金曜
			4条	区域運行	成羽タクシー	火・木・土曜
玉川	玉川ふれあいタクシー	平川・辰谷	4条	区域運行	成羽タクシー	月・水曜
			4条	区域運行	ピオーネ交通	月・水・金曜
松原	松原ふれあいタクシー	松原東 松原西北 松原西南	4条	区域運行	ピオーネ交通	火曜
			4条	区域運行	ピオーネ交通	水曜
川上 佐屋	井原市乗合タクシー「あいあいカー」	川上町仁賀（佐屋地区）	4条	区域運行	※井原市事業 一丸タクシー 日の丸タクシー	金曜 毎日

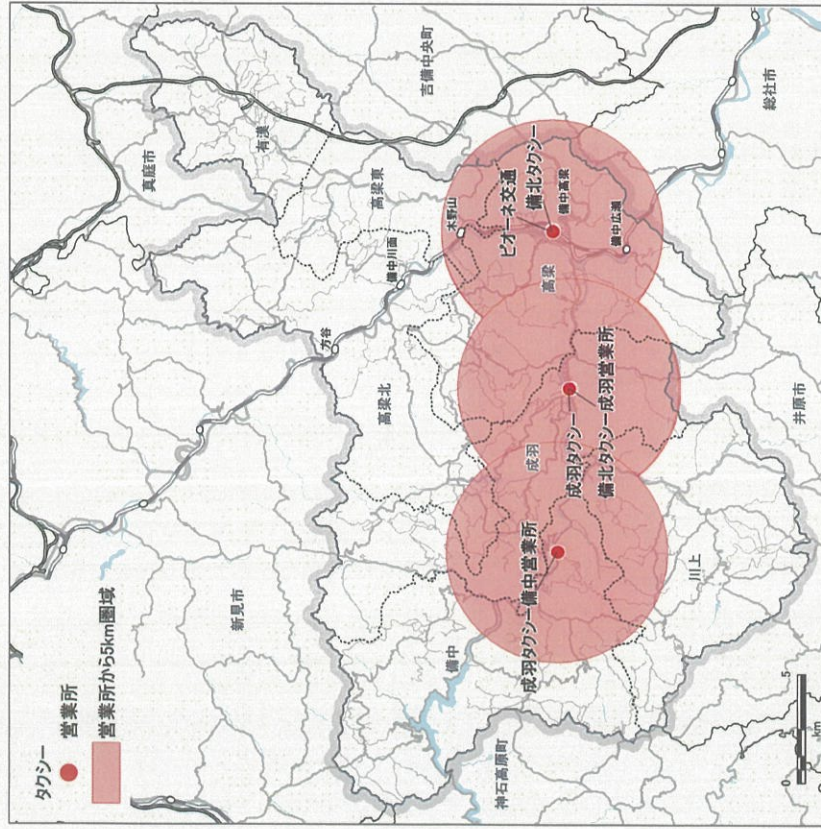


▲ 年間利用者の推移

2. タクシー・スクールバス

2-1 タクシー

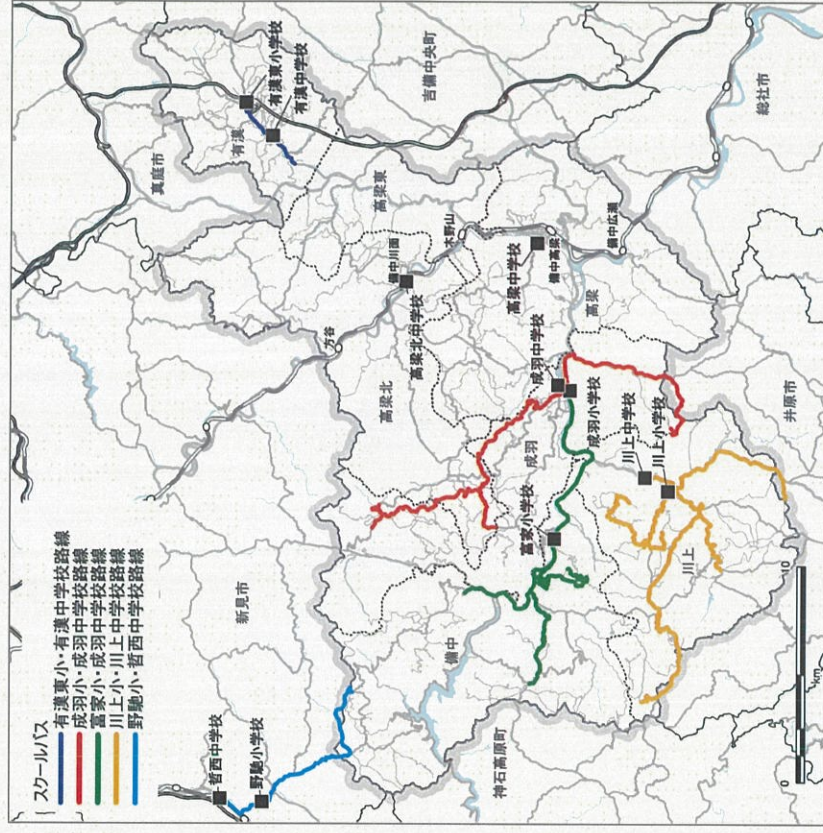
- 市内には 5 つのタクシー営業所がありますが、市の北部（有漢、高梁北、高梁東、成羽北部、備中北部）や川上南部は、タクシー営業所から 5 km 以上離れており、日常的にタクシーを利用しにくい状況にあります。



▲タクシー営業所の立地

2-2 スクールバス

- 本市のスクールバスは、市内の小中学校 7 校と、隣接する新見市の小中学校 2 校の計 9 校を 11 台の車両で運行しています。
- 川上小・川上中学校路線は、川上地域の生活福祉バスの一部の便をスクールバスとして一般混乗型で運行しています。
- 成羽小・成羽中学校路線、有漢東小・有漢中学校路線、野馳小・哲西中学校路線は、スクール専用路線として運行しています。
- 富家小・成羽中学校路線のほとんどはスクール専用路線ですが、一部の区間（布賀～富家小学校）は、一般混乗運行となっています。



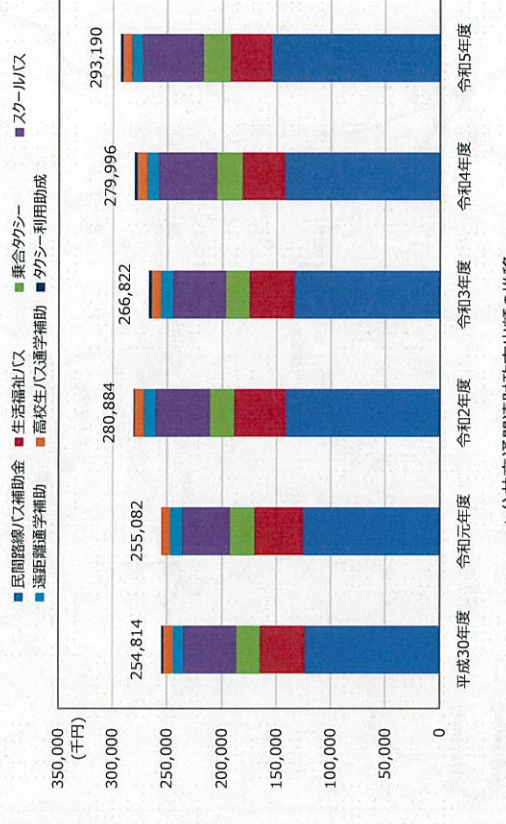
▲スクールバス路線網

3. 公共交通利用に関する補助

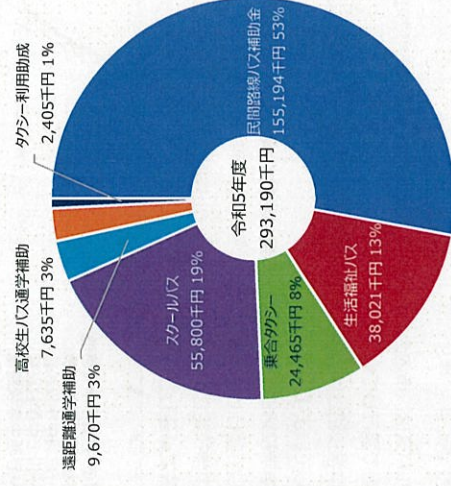
■ 高梁市高校生/バス通学費補助金制度	
目的	高等学校等にて通学する生徒の保護者負担軽減及び路線バスの利用促進
対象者	市内に居住し、高等学校等にてバス通学する生徒の保護者
補助要件	乗合バス事業者が発行するバス通学定期券、生徒の居住地の最寄りのバス停留所から、生徒が通学する高等学校の最寄りのバス停留所までは駅までの区間において、実際に利用する区間のもの
補助金額	定期券購入費用の2分の1の額(100円未満の端切捨て)
■ 高梁市タクシー利用助成事業(実証事業)	
目的	高齢者等の交通弱者が、タクシーを利用する場合、その利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び経済的負担を軽減
対象者	対象地域：高倉町飯井、高倉町飯部、落合町福地、成羽町下日名、成羽町上日名 対象地域に住所を有し、かつ、居住している65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1)運転免許を保有していない者 (2)岡山県警察から運転免許証自主返納カードをおかき要カードの交付を受けている者
助成金額	・高梁市タクシー利用助成券(以下「助成券」といふ)を無償交付 ・助成券の交付額は、1月につき3,000円とし、原則として交付の日の属する月からその年度末までの期間分を上限として、まとめて交付
利用要件	・市が指定する事業者が提供するタクシーを利用する場合 ・利用者は、利用料金の支払い時に、利用料金以内の額について助成券を使用
■ 高梁市遠距離通学児童通学費補助金	
目的	遠距離通学児童の通学費を補助することにより、保護者負担の軽減
対象児童	(1) 市内に在住し、バスを利用して通学する者。ただし、片道の通学距離が2km以上の者(以下「1号該当者」といふ) (2) 前号に掲げる者のほか、片道の通学距離が2km以上で公共交通機関を利用して通学する者(以下「2号該当者」といふ) (3) 前2号に掲げる者のほか、片道の通学距離が4km以上の者(以下「3号該当者」といふ)
補助金等	区分 1号該当者 バス定期乗車券により支給 2号該当者 6箇月定期料金を基に算出し、12月分 3号該当者 片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分
■ 高梁市遠距離通学生徒通学費補助金	
目的	遠距離通学生徒の通学費を補助することにより、保護者負担の軽減
対象生徒	(1) 市内に在住の生徒の内、片道の通学距離が4km以上でバスを利用して通学する者(以下「1号該当者」といふ) (2) 前号に掲げる者のほか、片道の通学距離が4km以上で公共交通機関を利用して通学する者(以下「2号該当者」といふ) (3) バス利用区間が片道10km以上で最寄りのバス停留所までの距離が片道4kmを超える者(以下「3号該当者」といふ) (4) 自転車を利用して通学する生徒で片道の通学距離が6km以上の者(以下「自転車通学者」といふ)。ただし、出席を要する日数の8割以上を自転車通学する者に限る (5) 前4号に掲げる者のほか片道の通学距離が6km以上の者(以下「5号該当者」といふ)
補助金等	区分 1号該当者 バス乗車券により支給 2号該当者 6箇月定期料金を基に算出し、12月分 3号該当者 最寄りのバス停留所までの片道通学距離に1km当たり250円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分 自転車通学者 片道10km未満：片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分 片道10km以上：片道通学距離に1km当たり250円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分 片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分

4. 公共交通関連財政支出

- 本市の公共交通関連財政支出は、平成 30 年度から令和 5 年までの 5 年間で 15%増加しています。
- 令和 5 年度の公共交通関連財政支出額は約 2 億 9,300 万円で、このうち民間路線バス補助金が約 1 億 5,500 万円（53%）と最も多く、次いでスクールバス約 5,600 万円（19%）、生活福祉バス約 3,800 万円（13%）、乗合タクシー約 2,400 万円（8%）と続いています。



▲公共交通関連財政支出額の推移



▲令和5年度公共交通関連財政支出額内訳

5. 第2次高梁市地域公共交通網形成計画の進捗状況

令和 2 年 3 月に策定した第 2 次高梁市地域公共交通網形成計画の進捗状況及び数値目標の達成状況は、下表のとおりです。

▼目標を達成するために行う事業の進捗状況

事業	事業概要	進捗状況
	①バス事業者との連携協議による路線バスや生活福祉バスの運行路線の見直し 運行見直し基準（注）に基づく低利用バス路線の廃止・減便・路線短縮	低利用バス路線 ・民間路線バス3系統を廃止・減便 ※坂本・川合線、田原・平川線、高梁駅・川面駅線 廃止 ※高梁・地面線最終便を繰り上げ ・生活福祉バス3系統を廃止 - 福祉線（R3年1月） - 西山・田原線（R3年9月） - 黒鳥・布賀線（R3年9月） ・民間路線バス1系統を増便 ※高校生の通学に対応した市内循環線の増便 JRのダイヤ改正に合わせて民間路線バスのダイヤ改正 ※JRのダイヤ改正に対応した路線バスのダイヤ見直し
	スクールバスの活用一掃並乗化 民間路線バスや生活福祉バス路線と運行ルートが重複するスクールバスの効率的な運行	スクールバス1路線（東別れ・黒鳥線）を一般混雑型 ・特になし
②スクールバスの混雑化、効率的な運行		
③集合タクシーの運行方法の変更	運行見直し基準に基づく廃止を含めた見直し	・R3.3 福地地区集合タクシー ・R3.1 畑上ふれあいタクシー廃止 ・R4.10 川上町佐屋地区へ原市乗合タクシー「あいあいカー」派遣

(六) 進行見直し基準

民間路線バス：収支率 30%未滿

生活福祉バス：1 便当たりの利用者数 3 人未満

乗合タクシー：1便当たりの利用者数 1.5 人未満

(注1) 路線ノ日輸送量：乗車密度に日平均運行回数を乗じた数値であり、実際の利用者数ではありません。

(注2) 現在値が計画時の目標値を下回っているものは、“-”表示。

(注3) 達成度[5段階評価]

5：達成率 100%以上、4：達成率 75%以上 100%未満、3：達成率 50%以上 75%未満

2:達成率25%以上50%未満、1:達成率25%未満

▼第2次高梁市地域公共交通網形成計画の数値目標達成状況

取組方針	評価指標	現在値	具体的な内容	目標値	現在値	達成率	達成状況
まちづくりと連携した持続可能な公共交通	公共交通に対する財政支出	公共交通に係る年間経費の抑制	254,752千円 → 203,000千円		293,190千円	-	1
	高齢者などの交通弱者の移動手段確保	タクシーを利用した移動手段の構築及び利用促進	乗合タクシー4地域 → 5地域		令和5年度 乗合タクシーの区域拡大からタクシー利用助成制度の導入へ転換		
	地域公共交通サービスに関する満足度	アンケート調査による(高松市の地域公共交通全般的)満足度の5段階評価の平均点	3.09 → 3.30		令和6年9月アンケート調査	2.95	67%
						2.95	67%
						18,548人	69%
まちの魅力を高め、人々の交流を促す公共交通	市街地循環線の利用者数	市街地循環線の年間利用者数	27,095人 → 27,000人		令和5年10月現在	18,548人	69%
	沿線施設等と連携した公共交通の活用	医療機関や商業施設と連携した公共交通利用活用事例	1件 → 3件		令和3年度	1件	33%
	観光施設と連携した公共交通の魅力を高める取り組み	観光施設と連携した交通サービス事業件数	4件 → 4件		令和5年度	5件(吹鳴地区にグリーンズローモビリティを導入)	125%
協働による公共交通の維持・発展							
公共交通に関する住民との情報・意見交換	バスや乗合タクシーを利用したいと思う人の割合	住民意見交換会等の開催回数	年間12回 → 年間15回		令和2年度～5年度平均	年間約1回	7%
		住民アンケート調査における(バスや乗合タクシーなどの公共交通を利用したいと思う人の割合)	54.7% → 60.0%		令和6年9月アンケート調査	56.6%	94%
		路線バス、生活福祉バス、乗合タクシーの利用者数	路線バス(日輸送量) ^(注) 142.6人 → 140人				
		生活福祉バス、乗合タクシー年間利用者数	13,393人 → 13,000人			111人	79%
		収支率の改善(路線バス、生活福祉バス)または1人当たりの経費の改善	収支率の改善(路線バス、生活福祉バス)または1人当たりの経費の改善			生活福祉バス、乗合タクシー(R5年度) 9,515人	73%
公共交通の収支率等	路線バスの収支率	路線バスの収支率	36.3% → 36.3%			民間路線バスの収支率(R5年度)	
	生活福祉バスの収支率	生活福祉バスの収支率	4.1% → 4.5%			34.4%	-
	乗合タクシーの1人あたりの経費	乗合タクシーの1人あたりの経費	4,890円 → 4,500円			生活福祉バスの収支率(R5年度)	104%
						4.7%	5
						乗合タクシーの1人あたりの経費(R5年度)	6,168円

(注1) 路線ノ日輸送量：乗車密度に日平均運行回数を乗じた数値であり、実際の利用者数ではありません。

(注2) 現在値が計画時の目標値を下回っているものは、“-”表示。

(注3) 達成度[5段階評価]

5：達成率 100%以上、4：達成率 75%以上 100%未満、3：達成率 50%以上 75%未満

2:達成率25%以上50%未満、1:達成率25%未満

1. 調査概要

1-1 調査概要

調査方式	アンケート調査
調査目的	市民の通勤・通学、買物、通院等の日常生活における移動実態や、公共交通の利用状況や意識、改善意向等を把握
調査対象	高梁市内 2,000 世帯(内訳：高梁 800 世帯、有漢、成羽、川上、備中各 300 世帯) ※令和 6 年 8 月 15 日時点
調査期間	令和 6 年 8 月 21 日(発送)～令和 6 年 9 月 13 日(投函期限)
調査方法	配布：郵送配布 回収：郵送回収、Web 回答
配布回収状況	回収数 994 件(郵送 878 件、Web116 件)、回収率 49.7%
集計値の留意点・その他	● 各項目は未回答を含めずに集計。 ● 択一回答における規定数以上の回答、対象者限定設問における対象外の回答は無効として集計。 ● 調査結果におけるパーセント表示は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計値は必ずしも 100.0%とならない。

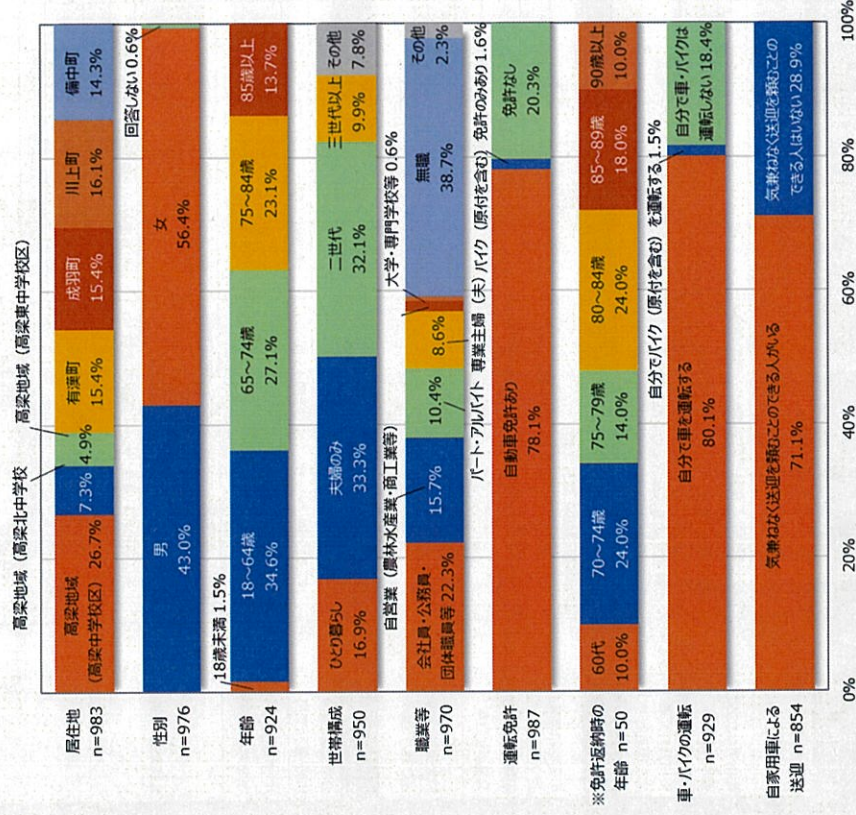
1-2 調査内容

- 回答者属性(居住地、性別、年齢、世帯構成、職業等、運転免許の有無、車・バイクの運転の有無、家族や知人の自家用車による送迎)
- 市内の移動に普段利用する移動手段
- 自身の運転への不安の有無、運転免許返納予定(70 歳以上対象)
- よく利用する医療機関・商業施設
- 高梁市の公共交通機関(路線バス、生活福祉バス、乗合タクシー)のサービスの満足度
- 地域のバスや乗合タクシーの今後の利用意向
- 居住地域の生活交通希望
- ライドシェア等の新しい移動サービスの利用及び同運転手としての意向

2. 調査結果

2-1 回答者属性

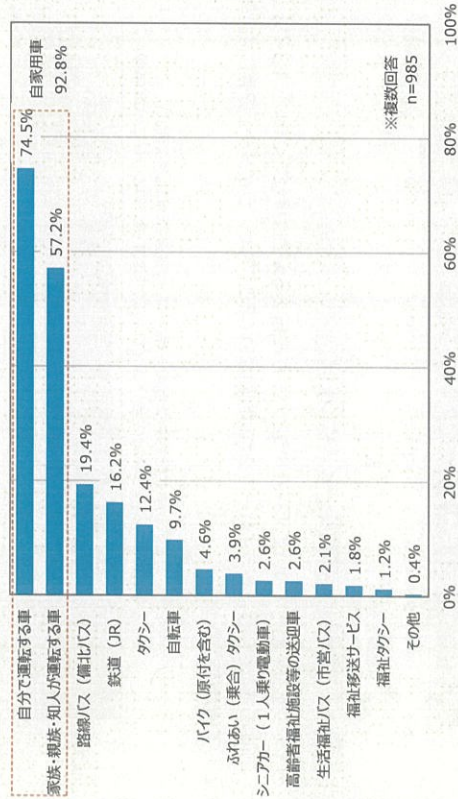
- アンケートの依頼状で「アンケートには、高齢者の方や運転免許を持っていない方、公共交通など何らかの移動手段を必要としている 15 歳以上(高校生以上)の方が、なるべくお答えください。」としているため、回答者の年齢構成は、65 歳以上の高齢者が 63.9%を占める。
- 8 割強が自分で車・バイクを運転すると回答。
- 7 割強が「気兼ねなく送迎を頼むことのできる人がある」と回答。



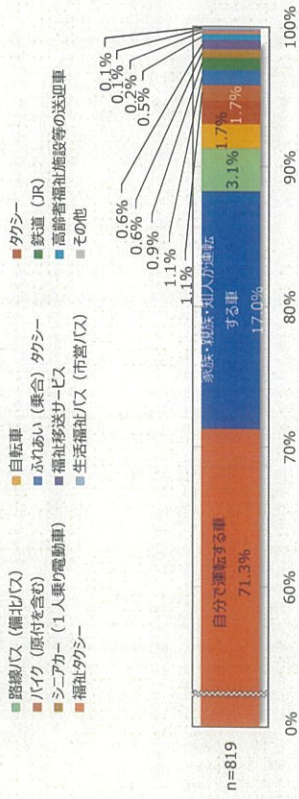
2-2 市内の移動に普段利用する移動手段

- 回答者の 74.5%が「自分で運転する車」を挙げ、次いで 57.2%が「家族・親族・知人が運転する車」を挙げ、その結果、回答者の 92.8%が自家用車を挙げる。
- 公共交通としては、回答者の 19.4%が「路線バス（南北バス）」を挙げ、次いで鉄道 16.2%、タクシー 12.4%、ふれあい（乗合）タクシー 9.7%、生活福祉バス（市営バス）2.1%と続く。
- 普段利用する移動手段のうち一番利用する移動手段としては、自家用車が 9 割弱を占める（「自分で運転する車」71.3%、「家族・親族・知人が運転する車」17.0%）。
- 一番利用する移動手段として、公共交通は 6.9%（路線バス（南北バス）3.1%、タクシー 1.7%、ふれあい（乗合）タクシー 1.1%、鉄道 0.9%、生活福祉バス（市営バス）0.1%）にとどまる。

■ 普段利用する移動手段

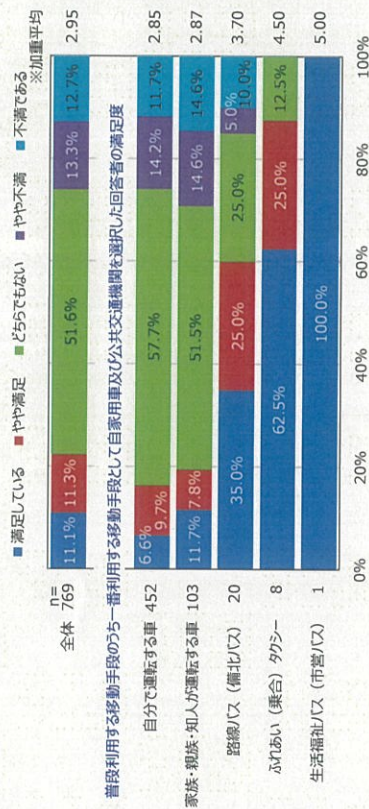


■ 普段利用する移動手段のうち一番利用する移動手段



2-3 高梁市の公共交通機関(路線バス、生活福祉バス、乗合タクシー)のサービスの満足度

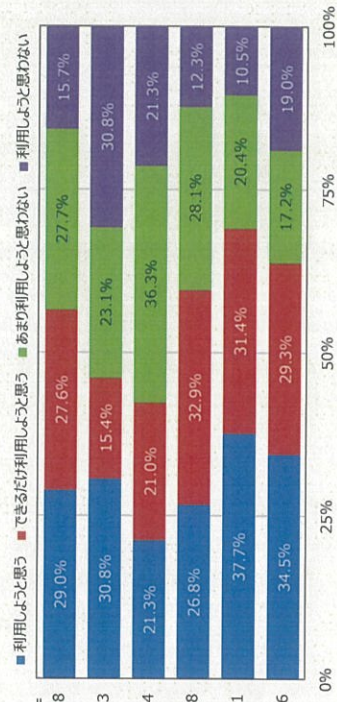
- 回答者の 51.6%が「どちらでもない」と回答し、残りの半数のうち、不満傾向（やや不満＋不満である）の回答がわずかに満足傾向（満足している＋やや満足）の回答を上回る。
- 前設問の普段利用する移動手段のうち一番利用する移動手段として自家用車及び公共交通機関を選択した回答者の満足度（加重平均）では、「自分で運転する車」2.85、「家族・親戚・知人が運転する車」2.87 と、自家用車利用者は、不満傾向にある。
- 一方、「路線バス（南北バス）」3.70、「ふれあい（乗合）タクシー」4.50 と、回答者は少ないが、公共交通機関利用者は、満足度が高い。



※加重平均：「満足」を5、「やや満足」を4、「どちらでもない」を3、「やや不満」を2、「不満」を1とした加重平均値。
1～5の範囲で、値が大きいほど満足度が高く、3未満は不満傾向を示す。

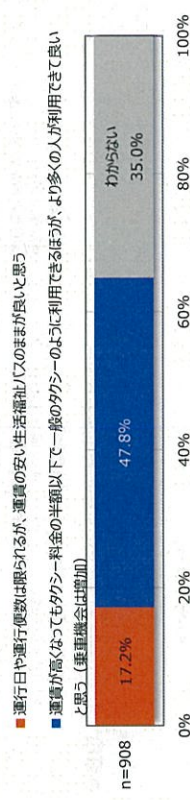
2-4 地域のバスや乗合タクシーの今後の利用意向

- 全体としては「利用しようと思う」29.1%、「できるだけ利用しようと思う」27.6%と、利用意向が過半数を占める。
- 相対的に現役世代は利用意向が低く、高齢者は高い。



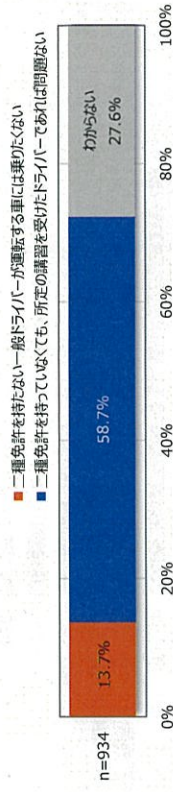
2-5 地域のバスや乗合タクシーの利用料金について

- 「運賃が高くなってもタクシー料金の半額以下で一般のタクシーのように利用でき
るほうが、より多くの人が利用できて良いと思う」の回答が 47.8%と最も多く、
「運賃の安い生活福祉バスのままが良いと思う」の 17.2%を大きく上回っていま
す。



2-6 ライトシェア等新しい移動サービスについて

- ライトシェアの利用について「一般ドライバーが運転する車には乗りたくない」13.7%、
「所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない」58.7%と、ライドシェア等には全体
として肯定的です。



- ライトシェアのドライバーに関して回答者の5人に1人が「ドライバーになってもよい」
と回答しています



第6章 地域公共交通の課題と計画の理念・目標

1. 地域公共交通の課題

1-1 公共交通利用者層の減少を見据えた交通再編

- 将来人口推計では、高梁市の人口は、令和2年の約29,100人から令和12年には約22,400人と、10年間で約6,700人(23%)減少します。
- また、生活福祉バスや乗合タクシーの主な利用者層である高齢者数は、令和2年からの10年間で14%と減少すると推計されますが、実質的な利用者層である独りやバスやタクシーに乗り降りでき、かつ運転免許を持っていない高齢者は、運転免許保有率の上昇や高齢化により、令和2年から10年間で半減すると予想されています。
- 公共交通利用者層の減少を見据えた交通再編が必要です。

確認

1-2 交通空白地域の削減

- 本市では、駅・バス停留所から半径400m圏外を公共交通空白地域と定義しており、主な公共交通空白地域は、有漢地域、成羽地域、高梁地域周辺部に広がっています。
- 250mメッシュ人口から算出した交通空白地域人口は約3,100人で、全人口に占める割合は11%となっています。
- 一方、高齢者ドライバーによる交通事故が近年多発し、運転免許の自主返納への関心が高まりつつありますが、日常生活に足る公共交通がない地域においては、運転免許を返納したくてもできないのが現状です。
- 運転免許を返納しても安心して暮らせるまちづくりの観点から、交通事業者との連携を図りながら、それぞれ各地域の実情に応じた移動手段を確保し、交通空白地域を削減する必要がある。

1-3 乗務員不足への対応

- 公共交通サービスの担い手となる乗務員が慢性的に不足している中、国の働き方改革の一環で2024年4月からの改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の適用により、運行に必要な人員が増え、乗務員不足に拍車がかかる可能性が高く、乗務員不足に応じた減便や路線廃止等が中長期的に続くと考えられます。
- コロナ禍で縮小していた貸切バス需要が急速に増加していますが、民間路線バス事業者は、路線バスの維持に手いっぱい貸切バスへ回せる乗務員はなく、多くの収益機会を逸しています。

- 持続可能な地域公共交通を考えるうえで乗務員は要であり、乗務員の確保は避けて通れない課題です。
- こうした状況を踏まえ、民間路線バス事業者の経営的視点も含めた中長期的な視点に立って路線バスを中心とした地域公共交通の在り方を検討する必要がある。

1-4 公共交通関連財政支出の抑制

- 公共交通利用者層の減少が予想される中、持続可能なサービスを提供するためには、利用者目線で利便性を確保しつつ、交通関連財政支出を抑制していく必要があります。
- 地域の実情に応じたサービスの提供と交通資源の適正配分を基本に運行方法等の見直しが必要であり、利用状況を正確に把握することで、需要に見合った財政支出の適正化が必要です。
- 燃料費や人件費の上昇など、運行経費の上昇が避けられない中、それに合わせた運賃の値上げや、サービスの水準及び利用量(距離・時間等)に見合った受益者負担も必要です。
- 運賃の値上げ等をすすめる場合は、単に周知するだけでなく、利用者や住民が値上げの妥当性を理解できる情報を合わせて提供することの配慮も必要です。

2. 計画の基本理念

高梁市総合計画では、「つながり」から創る心豊かなまちづくり」を基本理念とし、地域公共交通に関しは、「利用しやすい効率的な公共交通の維持」「利用促進」を施策の展開方針としています。

人々の暮らしや活動を支える社会基盤として、また、上位・関連計画において求められている役割や地域公共交通の課題を踏まえ、地域づくりの観点から本計画の基本理念を「地域をつなぎ、未来につなぐ地域公共交通」とします。

地域をつなぎ、未来につなぐ地域公共交通

3. 計画の基本目標

本市における地域公共交通計画の基本目標を以下の通り設定します。

基本目標 1. 地域とともに育む地域公共交通

誰もがどこでも日常生活に必要な公共交通サービスを受容できる社会基盤として地域公共交通網を構築し、運転免許を返納しても、安心して暮らせるまちをめざします。

◆乗合タクシーの拡充

乗合タクシー運行区域を全市域に拡大するとともに、オンデマンド化¹を推進します。

◆ライドシェア²の導入

オンデマンド型乗合タクシーの運行区域の拡大に合わせ、オンデマンド型乗合タクシーを補完するものとして、運行事業者での対応が難しい辺縁部地域内の移動利用を中心にライドシェアの導入を検討します。

基本目標 2. 持続可能な地域公共交通

交通資源の適正配分に努め、持続可能な地域公共交通網の構築を目指します。

◆路線バスの見直し

路線バスは主に通学利用を対象に、その利便性の向上に努めるとともに、乗務員不足、長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制を踏まえ路線を再編します。

◆高校生通学補助の拡充

高梁市高校生バス通学費補助金制度の拡充を検討します。

¹ オンデマンド化：本計画におけるオンデマンド化とは、運行ダイヤを設定せず、一般のタクシーのように運行日の運行時間内であれば、何時でも電話で呼ぶことができる運行体制の整備を目指すものです。なお、一般のタクシーと同様に利用申し込み時に空車が出れば、空車が出るまで待つ必要があります。

² ライドシェア：一般ドライバーが自家用車で乗客を有償で運ぶサービスです。タクシー不足を解消するため、2024年4月より東京や神奈川、京都などの一部地域ではタクシー事業者が運営主体となり、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶ日本版ライドシェアのサービスが開始されました。

第7章

計画の目標を達成するために実施する事業

1. 施策体系

前章で掲げた目標を達成するため、以下に掲げる事業を関係者で実施します。

目 標	実施する事業	事業概要	対応する課題
基本目標 1. 地域とともに育む 地域公共交通	1-1 乗合タクシーの拡充	● 運行区域の拡大 ● オンデマンド運行の導入 ● タクシーと乗合タクシーの併用運行へ転換 ● 定額運賃から距離制運賃へ変更 ● 利便増進実施計画の策定 ● 運行規程等の整備 ● 曜日運行の生活福祉バスの廃止	1-1 1-2 1-3 1-4
	1-2 ライドシェアの導入	● 事業化可能性調査 ● ドライバーの確保 ● 運行実施計画の策定	1-1 1-2 1-3 1-4
基本目標 2. 持続可能な地域 公共交通	2-1 路線バスの見直し	● 路線バスの再編 ● 路線バスのスクールバスへの転換 ● 生活福祉バス・スクールバス運行委託先の確保	1-2 1-3 1-4
	2-2 高校生通学補助の拡充	● 高梁市高校生バス通学費補助金制度の拡充 ● 片道通学定期券の導入 ● 通学定期券利用者を対象としたオンデマンド型タクシーの利用料金の低減化	1-4

2. 地域公共交通の位置づけと確保・維持の方向性

本市の公共交通の位置づけ、役割および確保・維持の方向性は次に示すとおりです。

位置づけ	役割	交通手段	確保・維持の方向性
広域幹線	本市と近隣市町を結び、市民生活（通勤・通学、通院・買い物等）での移動を担う幹線交通	JR 西日本（株） 伯備線 備北バス（株） 高梁駅～岩部線 高梁駅～吉川線 地頭～岡山線 地頭～高梁駅線 中鉄北部バス（株） 勝山～岡山線	本市と近隣市町を結ぶ公共交通であり、特に通学において重要な役割を担っています。 路線バスに関しては、民間事業者の経営努力だけでは維持が困難であるため、地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）を活用し、維持・確保に努めます。
地域幹線	市内各地域の拠点間を結び、中心市街地とを結び、市民生活（通勤・通学、通院・買い物等）での移動を担う幹線交通	備北バス（株） 16 系統 ※うち 2 系統は隣接する吉備中央町まで運行 生活福祉バス 5 路線（通学利用）	市民生活、特に通学において重要な役割を担っています。 乗務員不足、乗務員の長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制を踏まえた路線の再編を進め、維持・確保に努めます。
地域支線	集落と市内各地域の拠点や主要施設を結び、地域内での移動を担う支線交通	備北バス（株） 5 系統 生活福祉バス 11 路線（曜日運行） 乗合タクシー 川上ふれあいタクシー 備中ふれあいタクシー 玉川ふれあいタクシー 松原ふれあいタクシー	生活福祉バス（路線定期運行）から乗合タクシー（オンデマンド型区域運行）への転換を進めるとともに、運行区域を市内全域へ拡大し、利便性の向上と潜在需要の掘り起こしを図ります。 市内全域での乗合タクシーの運行は、市単独での維持が困難であるため、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金・車両減価償却費等国庫補助金）を活用し、維持・確保に努めます。

3. 実施する事業

施策体系に示した各事業の詳細は以下の通りです。

基本目標 1. 地域とともに育む地域公共交通

事業 1-1 乗合タクシーの拡充

【事業の背景】

● 交通空白地域の削減

➢ 主な交通空白地域は、有漢地域、成羽地域に広がっており、両地域の交通空白地域人口は、本市の交通空白地域人口の 64% を占めています。

➢ 車を持たない高齢者が、日常生活に困らないように駅や主要バス停への交通手段を確保し、交通空白地域の削減を図っていく必要があります。

● 路線定期運行の生活福祉バスの限界

➢ 高梁北、高梁東地域では、生活福祉バス 8 路線がきめ細かく走っており、交通空白地域は一部に限られています。しかし、生活福祉バスは、7 路線が週 1 日、1 路線が週 2 日しか運行していないとともに、1 日 1 往復のみ運行のため、利用機会とはく限られます。そのため、生活福祉バス沿線も実質的には、交通空白地域といえます。

➢ **利用者の減少により、1 人 1 回当たりの運行経費は、タクシー運賃の 2 倍以上となっています。**

確認

● 乗合タクシーの改善

➢ 乗合タクシーは、通院利用を想定してやや余裕をもって帰り便時刻を設定しているため、

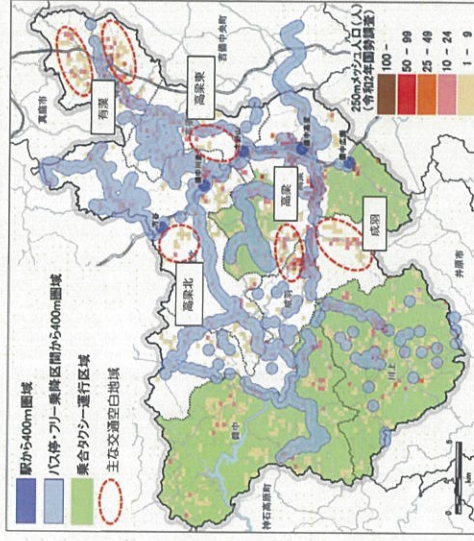
▼ 交通空白地域人口

地	城	R2 国調人口 (a)	250mメッシュ 人口(b)	交通空白地域 人口(c)	c/b
高梁	北	14,243人	14,248人	543人	3.8%
高梁	東	2,772人	2,768人	439人	15.9%
高梁	南	2,001人	1,998人	160人	8.0%
有漢	東	1,966人	1,964人	797人	40.6%
成羽	北	4,071人	4,079人	1,164人	28.5%
上	中	2,426人	2,422人	0人	0.0%
川	中	1,593人	1,585人	0人	0.0%
総計		29,072人	29,064人	3,103人	10.7%

※ 交通空白地域：

駅、バス停・フリー乗降区画から400m圏外域(乗合タクシー運行区域を除く)。

図、バス停・フリー乗降区画から400m圏外域(乗合タクシー運行区域を除く)。



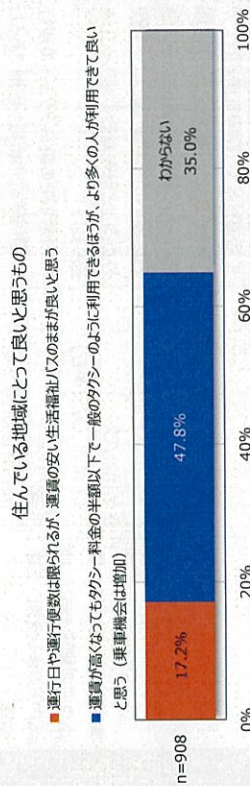
▲ 交通空白地域

投票のみの通院や買物利用では帰りに1時間程度の待ち時間が生じるため、定時運行による待ち時間の改善が求められています。

- ▶ 定時運行により運行経費が路線定期運行と同様に固定化され、利用者の減少により、1人1回あたりの運行経費はタクシーを上回っており、運行効率の改善が必要です。

【アンケート再掲】

市民アンケート調査において、バス路線に替えて市で検討している乗合タクシーに関する設問では、住んでいる地域にとって良いと思われるものとして「運賃が高くなってもタクシー料金の半額以下で一般のタクシーのように利用できるほうが、より多くの人が利用できていると思う」の回答が47.8%と最も多く、「運賃の安い生活福祉バスのままが良いと思う」の17.2%を大きく上回っています。



<設問>

問7. 生活福祉バスを中心としたバス路線は、運行日や運行便数も限られ、利用者もごく一部の人に限られており、市ではバス路線（通学利用路線を除く）に替えてドアツードア（自宅⇄目的地）を基本とした乗合タクシーの運行拡大も検討しています。

その場合、現行の乗合タクシーも含めて、時刻や曜日運行を廃止し、平日の決められた時間内であれば、目的の地への利用はできるものの、タクシーと同じようにいつでも電話で呼ぶことができず、（注：その時に空車があれば、空車が出るまで待つ必要があります）

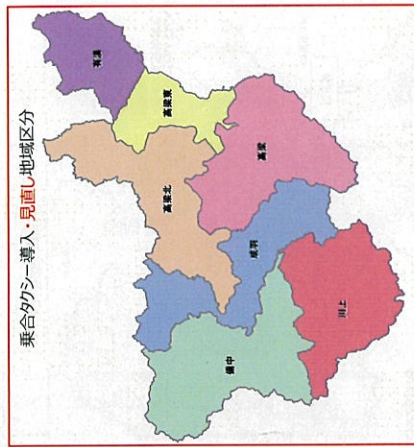
また、運賃（利用料金）は、距離制運賃として一般のタクシー料金の1/2～1/3程度を利用者に負担していただくことを検討しています。※今後運賃（利用料金）の協議は慎重に行います。（例：一般のタクシー料金が3,000円の場合、利用者負担は1,000～1,500円）

⑨ こうした点を踏まえ、お住まいの地域にとって良いと思われるものに○をつけてください。

1. 運行日や運行便数は限られるが、運賃の安い生活福祉バスのままが良いと思う
2. 運賃が高くなってもタクシー料金の半額以下で一般のタクシーのように利用できるほうが、より多くの人が利用できていると思う（乗車機会が増加）
3. わからない

【事業の内容】

- ◆ 運行区域の拡大・見直し
 - ▶ 乗合タクシーが運行していない地域へ順次導入し、市内全域への導入を目指します。
 - ▶ 未導入地域を高梁、高梁北、高梁東、有漢、成羽の5地域に分けて、地域単位で導入を進めます。
 - ▶ 既に導入を行っている備中地域・川上地域においても運用の見直しを検討します。
 - ▶ 高梁地域の一部で運行している玉川乗合タクシーと松原乗合タクシーについては、高梁地域のその他の地域への導入に合わせ、高梁地域の乗合タクシーに統合します。
- ◆ オンデマンド運行の導入
 - ▶ 定時運行から運行日の運行時間内であれば、タクシーと同様にいつでも乗合タクシーを呼べる（利用できる）オンデマンド運行に切り替え、待ち時間の縮小を図ります。
 - ▶ 現行の乗合タクシーについては、タクシー事業者の受託体制その他の諸条件が整った時点で導入を進めます。
- ◆ タクシー車両を活用したタクシーと乗合タクシーの併用運行へ転換
 - ▶ 交通資源の効率的運用の観点からタクシー事業者と調整を図りながらタクシー車両を活用した乗合タクシー（タクシーと乗合タクシーの併用運行）に切り替えます。
 - ※タクシー現行の乗合タクシー（道路運送法4条乗合）から同法78条事業者協力型自家用有償運送に変更
 - ▶ タクシーとの併用運行により、曜日運行から平日（月～金）運行へ運行日を拡大します。
 - ▶ タクシーとの併用運行により、乗合タクシー運行委託料を借上げ委託料から実額払い方式（タクシー運賃相当額）へ転換し、タクシー料金を上回る運行経費を低減します。
 - ▶ タクシーとの併用運行にともない配車システムを導入し、乗合タクシーの運行状況（車両・日時・利用者名・運賃・委託料等）を電子データとして記録し、事業者、乗務員の負担を軽減するとともに、集計・分析作業等の効率化を図ります。
- ◆ 定額運賃から距離制運賃へ変更
 - ▶ 利用区間により300円、500円、700円の一律料金を距離制運賃（タクシー料金の1/2～1/3程度を想定）に変更します。
- ◆ 利便増進実施計画の策定
 - ▶ 乗合タクシーの拡充にあたっての詳細は、交通事業者と調整を図りながら詰めるとともに、利便増進実施計画としてまとめます。



◆ 運行規程等の整備

オンデマンド型乗合タクシーは、利用区間や利用時間帯の制限はありませんが、一般のタクシーに近い運行となるため、利用者だけでなく、タクシー事業者、乗務員の誤認も危惧されます。そのため、タクシー事業者間、乗務員間でサービスや対応に差異が生じないように市として運行規程、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等を整備し、周知の徹底を図ります。

◆ 曜日運行の生活福祉バスを廃止

オンデマンド型乗合タクシーの運行に合わせて、当該地域の曜日運行の生活福祉バスは、廃止します。

【期待される効果】

利便性の向上（運行日の拡大、待ち時間の縮小）、交通空白地域の削減、収支率の改善
公共交通関連財政支出の抑制

【実施主体】

高梁市、交通事業者

【実施時期】

令和 7 年度に実施計画を利便増進実施計画としてまとめ、関係者との合意が整った地域から導入していきます。

事業 1-2 ライドシェアの導入

【事業の背景】

● 乗務員不足

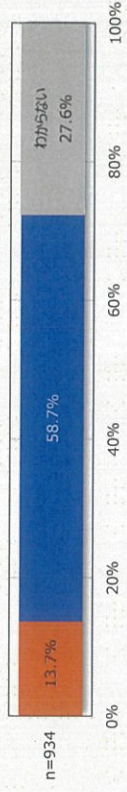
- ▶ タクシーも路線バスと同様に乗務員が不足しており、オンデマンド型乗合タクシーの拡充に伴い乗合タクシー乗務員の不足が懸念されます。
- ▶ タクシー営業所は高梁中心市街地と成羽中心市街地にあり、辺縁部地域内の移動利用では実車距離より回送距離が長くなり、乗務員不足を助長します。
- ▶ 前述の乗合タクシー運行委託料の実績払い方式（タクシー運賃相当額）では、現実問題として辺縁部地域内の近距離移動利用への対応は困難です。

【アンケート再掲】

- 市民アンケート調査において、ライドシェア等の新しい移動サービスに関する設問では、ライドシェアの利用について「一般ドライバーが運転する車には乗りたくない」13.7%、「所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない」58.7%と、ライドシェア等には全体的に肯定的です。

ライドシェアの利用について

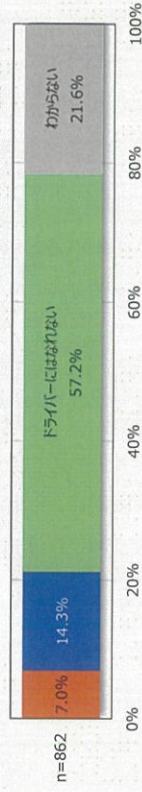
- 二種免許を持っていない一般ドライバーが運転する車には乗りたくない
- 二種免許を持っていないが、所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない



▶ ライドシェアのドライバーに関して回答者の5人に1人が「ドライバーになってもよい」と回答しています

ライドシェアのドライバーについて

- 条件が合えば、副業としてドライバーになってもよい
- 地域に役立つならば、できる範囲でドライバーになってもよい



＜設問＞

問8. ライドシェア等の新しい移動サービスについて

近年のドライバー不足等の問題を受け、地域と時間を限定して、一般のドライバーが有料で旅客運送を行う「ライドシェア」等が全国で始まっています。

高梁市においてもその可能性を検討していきたいと考えています。

あなたのお考えに近いものにそれぞれ○をつけてください。

① ライドシェアの利用者として

1. 二種免許を持たない一般ドライバーが運転する車には乗りたくない
2. 二種免許を持っていないが、所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない
3. わからない

② ライドシェアのドライバー

1. 条件が合えば、副業としてドライバーになってもよい
2. 地域に役立つならば、できる範囲でドライバーになってもよい
3. ドライバーにはなれない
4. わからない

【事業の内容】

◆ 事業化可能性調査

- ▶ オンデマンド型乗合タクシーの補完を前提に乗合タクシー運行委託事業者とライドシェアに関する必要条件（運転者講習・各種保険・管理運営方法・責任分担・リスク管理等）や対象とする地域・利用範囲について協議し、整理します。
- ▶ 必要条件を満たすための初期費用、運営費用を試算し、乗合タクシー運行委託事業者と役割・費用・責任分担を踏まえてライドシェア管理運営委託費、ライドシェアードライバー報酬等を協議し、整理します。

➤ 想定する対象地域において、ドライバー・車両に関する具体的な設定条件（案）を提示したヒアリング調査・アンケート調査を実施し、事業の要となるドライバー確保の可能性を探ります。

◆ **ドライバーの確保**

ヒアリング調査・アンケート調査を踏まえ、事業実施に最低限必要なドライバーの確保見通しが立った場合、対象地域において住民説明会を実施し、ドライバーを公募します。

◆ **運行実施計画の策定**

乗合タクシー運行委託事業者、ライドシェアドライバーと調整を図り、運行実施計画を策定するとともに、乗合タクシー運行管理規程等をベースに、ライドシェアの運行管理規程、乗務員勤務規程等を整備します。

【期待される効果】

乗合タクシー乗務員不足の緩和、辺縁部地域内の近距離移動手段の確保

自営業者等の収益機会・退職者等の就労機会の創出

乗合タクシー運経費の抑制、公共交通関連財政支出の抑制

【実施主体】

高梁市、交通事業者、住民

【実施時期】

令和8年度に事業化可能性調査を実施し、オンデマンド型乗合タクシー導入地域を前提にドライバーの確保及び関係者との合意が整った地域から導入していきます。

基本目標2. 持続可能な地域公共交通

事業 2-1 路線バスの見直し

【事業の背景】

● 運行経費の増大

利用者の減少続く中、人件費、燃料費等の上昇により運行経費は、今後とも増加していくものと予想されます。

● 路線の見直し基準

現計画では、4 条路線バスは収支率 30%未満、生活福祉バスは 1 便当たりの利用者数 3 人未満を路線の見直し基準としています。

路線バスの半数近くの路線が収支率 30%未満となっており、生活福祉バスのうち年間運行日数 200 日以上の 5 路線すべてが 1 便当たり 3 人未満となっています。

▼ 民間路線バス収支率（令和5年度）

起点	主な経由地	終点	収支率	起点	主な経由地	終点	収支率
高梁駅	坪谷	高梁駅	32.1%	平	川	高梁駅	17.0%
高梁地	頭古	高梁地	46.7%	陣	山	高梁駅	21.3%
山	頭古	山	39.9%	陣	山	高梁駅	27.5%
山	頭古	山	47.4%	大	本	高梁駅	20.6%
山	頭古	山	16.2%	丸	石	高梁駅	34.1%
山	頭古	山	35.8%	高	梁	高梁駅	48.6%
山	頭古	山	44.8%	山	高	高梁駅	42.6%
山	頭古	山	17.6%	丸	石	高梁駅	47.7%
山	頭古	山	25.9%	丸	石	高梁駅	20.5%
山	頭古	山	10.2%	高	梁	高梁駅	29.3%
山	頭古	山	33.9%	川	成	高梁駅	26.6%
山	頭古	山	48.6%	坂	成	高梁駅	22.6%
山	頭古	山	32.1%	天	高	高梁駅	58.4%

※肩字は、収支率30%未満

▼ 生活福祉バス（曜日運行路線を除く）の1便当たりの利用者数（令和3年度）

運行地域	成	羽	川	上
路線名	宇治	七	地	正
年間運行日数	238日	359日	359日	359日
1便当たりの利用者数	2.27人	0.59人	0.19人	0.41人
注）利用者数は、一般利用者数（小中学生を除く）				0.03人

● 貸切バス等の収益機会の逸失

インバウンド需要を含めた観光需要の急速な回復に合わせ貸切バス需要が拡大しています。しかし、バス事業者は、乗務員不足の中、路線バスの維持のため、貸切バス需要に対応しきれず、結果として多くの収益機会を逸しています。

● 一体的な交通再編

今後の公共交通利用者の減少や運行経費の増大を見据えるとともに、乗務員不足の解消に向け、交通資源の適正配分の観点から個別路線や路線バスだけでなく、乗合タクシーやスクールバスを含めた一体的な交通再編が必要です。

【事業の内容】

◆ 路線バスの再編

- ▶ 生活福祉バスは、バス事業者へ運行を委託しています。そのため、民間路線バスと生活福祉バスを一体的に捉え、乗務員不足の解消、長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制に向けて、バス事業者と調整を図りながら路線を再編します。
- ▶ 乗合タクシーの拡充に伴い、路線バスの通院・買物利用の多くは、乗合タクシーで補完できます。そのため、路線バスは主に通勤・通学利用を対象に、利用実態を詳細に把握したうえで、利便性を考慮して再編を進めます。

◆ 学校再編による路線バスの活用

- ▶ 平日運行路線以外の生活福祉バス路線は、宇治線を除いて小中学生の通学利用がほとんどを占め、一般利用は、ごくわずかです。また、路線バスにおいても小中学生の通学利用がほとんどを占める路線がいくつかあります。通学利用者の利便性の向上及び効率性の運行の観点から運行事業者、教育委員会、小中学校と調整を図りながら路線バスを登下校で活用できるよう検討します。

◆ 生活福祉バス・スクールバス運行委託先の確保

- ▶ 生活福祉バスやスクールバスの運行委託要件等を見直すとともに、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等の整備など安全運行管理体制を整え、バス事業者に代わる新たな運行委託先の確保に努め、バス事業者の乗務員不足の緩和を図ります。

【期待される効果】

- ▶ 通学利用者の利便性の向上（通学に適した運行ダイヤ等）
- ▶ 路線バス乗務員不足の緩和、公共交通関連財政支出の抑制

【実施主体】

- ▶ 高梁市、交通事業者、学校

【実施時期】

- ▶ オンデマンド型乗合タクシーの導入に合わせて、対象地域ごとに実施します。

事業 2-2 高校生通学補助の拡充

【事業の背景】

- 市では、高校生バス通学費補助金制度により、路線バス通学定期券購入費用の2分の1を補助しています。
- 高校に通学する生徒は、路線バスだけでなくJR も利用しています。
- 登校は保護者等の通勤に合わせた自家用車送迎、下校は路線バスを利用している生徒。反対に登校は路線バスを利用し、下校は部活動等の関係で保護者等の自家用車送迎の生徒も多くいます。

【事業の内容】

◆ 高梁市高校生バス通学費補助金制度の拡充

- ▶ 高校生バス通学費補助金制度を高校生通学費補助金制度として、JR 通学定期券への適用拡大を検討します。
- ▶ 高校生バス通学費補助金制度は、市内在住者を対象としていますが、一部の路線については、市内の高校に通学する市外在住者への適用拡大を検討します。

◆ 片道定期券の導入

- ▶ 片道通学定期券について、路線バス事業者と調整を図り、導入に努めます。

◆ 通学定期券利用者を対象としたオンデマンド型タクシーの利用料金の低減化

- ▶ 路線バスの再編に伴い路線バスの通学利用機会が減少する路線も出てくると思われます。通学利用機会の減少を補完するため、通学定期券利用者を対象にオンデマンド型タクシーの利用料金の低減化を検討します。

【期待される効果】

- ▶ 公共交通の高校生通学利用促進、公共交通関連財政支出の適正化（利用に見合った支出）

【実施主体】

- ▶ 高梁市、交通事業者

【実施時期】

- ▶ 高校生バス通学費補助金制度の拡充及び片道定期券の導入については、関係部局、バス事業者との合意が整えば、令和 7 年度中に実施します。
- ▶ オンデマンド型タクシーの利用料金の低減化については、オンデマンド型乗合タクシーの導入及び路線バスの再編に合わせて検討します。

4. 計画の達成状況を評価する指標

本計画の達成状況を把握するため、次のとおり評価指標と目標値を設定します。

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
指標1 公共交通の 年間利用者数	325,681人/年	270,000人/年
考え方	アフターコロナにおける生活様式の変化や人口減少を考慮すると、現在の利用を維持していくとは厳しい状況ですが、通学利用などのベビーカー層への利用促進施策や乗合タクシー運行区域の拡大とオンデマンド化の推進により利用の減少を最小限にとどめます。	
データの取得方法	<民間路線バス> バス事業者保有系統別データ (集計期間は10月～9月) <生活福祉バス> 運行事業者実績報告 (集計期間は4月～3月) <乗合タクシー> 運行事業者実績報告 (集計期間は4月～3月)	
指標2 公共交通の 収支率	33.3%	35%
考え方	利用者の減少や運行経費の上昇を見据えた交通再編により、交通資源の適正配分に努め、公共交通全体としての利便性を確保しつつ、現行の収支バランスの維持に努めます。 ※収支率＝経常収益（補助金は含まない）／経常費用	
データの取得方法	<民間路線バス> バス事業者保有系統別データ (集計期間は10月～9月) <生活福祉バス> 運行事業者実績報告・市決算報告 (集計期間は4月～3月) <乗合タクシー> 運行事業者実績報告・市決算報告 (集計期間は4月～3月)	
指標3 市の公共交通 関連財政支出	2億9,319万円/年	2億9,000万円/年
考え方	前述の収支バランスを維持することにより、財政支出も現状の維持に努めます。	
データの取得方法	・公共交通関連会計決算報告書	
指標4 公共交通 による 人口カバー率	89.3%	98%
考え方	乗合タクシー運行区域の拡大により、交通空白地域の削減を図ります。	
データの取得方法	・R2、R7 国勢調査に基づくメッシュ人口から算出	

5. 事業の進捗管理・評価と事業実施スケジュール

5-1 事業の進捗管理・評価

目標の達成に向けて、住民・交通事業者・行政及びその他関係機関が課題を共有するとともに、本市の公共交通がまちづくりと連動し、住民生活を支えるシステムとして確立するように事業を推進します。

事業の実施にあたっては、地域公共交通を取り巻く情勢変化（利用者層、利用ニーズ、技術革新、運行事業者等）に柔軟に対応する必要があります。このため、各事業の実施においては Plan（事業の詳細計画）・Do（実施）・Check（評価）・Act（改善点の抽出）による PDCA サイクルを導入し、高梁市地域公共交通会議において適宜見直しを行い、より良い取組となるよう改善します。具体的には、それぞれその事業の詳細計画立案及び評価指標を各事業の開始の際に設定し（Plan）、それに向けた取組の実施（Do）、事業実施以降の毎年度、その取組について目標に対する達成度や新たに生じた課題・問題点の整理を行い（Check）、改善点の抽出により次年度の取組につなげていきます（Act）。

また、本計画全体に関しても、計画の中間年次、最終年次に目標指標に対する評価を行い、適宜計画全体の見直しを行います。

長期的な事業進捗管理、評価スケジュール

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和12年度		令和13年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
事業実施										
目標達成状況の評価										
事業実施状況の評価										
改善・反映										

年間単位の進捗管理、評価スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業の実施												
Do：事業の実施												
Act：改善・反映												
事業の実施												
Plan：次年度実施事業の検討												
Check：目標達成状況と事業実施状況の評価												
高梁市地域公共交通会議												

5-2 事業実施スケジュール

目 標	実施する事業	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
基本目標1 地域とともに 育む地域公 共交通	1-1 乗合タクシーの拡充	利便増進実施計画策定 諸規定整備 実証運行		本格運行		本格運行		本格運行		本格運行		本格運行		本格運行	
		A地域		B地域		C地域		D地域		E地域		E地域		E地域	
		運行計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定	
基本目標2 持続可能な 地域公共交 通	1-2 ライドシェアの導入	事業化可能性調査		本格運行		本格運行		本格運行		本格運行		本格運行		本格運行	
		A地域		B地域		C地域		D地域		E地域		E地域		E地域	
		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定	
基本目標2 持続可能な 地域公共交 通	2-1 路線バスの見直し	再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定	
		A地域		B地域		C地域		D地域		E地域		E地域		E地域	
		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定	
基本目標2 持続可能な 地域公共交 通	2-2 高校生通学補助の 拡充	再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定	
		A地域		B地域		C地域		D地域		E地域		E地域		E地域	
		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定		再編計画策定	

※ ◆：利便増進実施計画の更新

資料

高梁市地域公共交通会議設置要綱

平成18年11月7日
告示第189号

(趣旨)

第1条 この告示は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、地域の実情に即した輸送サービスの充実及び旅客の利便の増進に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、高梁市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償運送に関する事項
- (3) 計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の構成員は、委員及び専門員とする。

2 委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
- (3) 住民の代表
- (4) 利用者の代表
- (5) 市の職員
- (6) 道路管理者
- (7) 鉄道事業者
- (8) 学識経験者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営上必要と認める者

3 前項第4号の選任に当たっては、公募によるものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 専門員は、国及び県の職員で公共交通に関し専門的な知識を有する者であり、市長が必要と認めた者とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

3 会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とする。

4 前項により難い場合は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができ、この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 会長は、必要に応じて委員及び専門員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると会長が認めるときは、この限りでない。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が整った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。

(専門部会)

第7条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、専門部会をおく。

2 専門部会の構成員は、委員の中から会長が選任する。

3 専門部会は、必要に依りて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

4 専門部会は、申請内容の事前審査、交通会議の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）の審査を行い、専門部会において審査した事項に関して交通会議に報告する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關する条例（平成16年高梁市条例第35号）の定めるところによる。

(事務局)

第9条 交通会議の事務局を高梁市市民生活部市民課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 交通会議の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを清算する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月19日告示第51号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月17日告示第27号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月19日告示第240号)

この告示は、平成21年8月19日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第106号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月30日告示第160号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年8月23日告示第154号)

この告示は、平成29年8月25日から施行する。

附 則(令和2年11月25日告示第286号)

この告示は、令和2年11月27日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第48号)

この告示は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則(令和6年 月 日告示第 号)

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

地域公共交通会議構成員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名	備考
第3条第2項第1号	備北バス株式会社	代表取締役	政 森 毅	
	中鉄北部バス株式会社	営業部部長代理	清 水 亨	
" 第2号	備北タクシー株式会社	代表取締役	小野伸一郎	
	私鉄中国地方労働組合 備北バス支部	執行委員長	植 田 寿 行	
" 第3号	高梁地域まちづくり協議会	会長	丸 山 英 明	
	有漢地域まちづくり協議会	会長	植 木 哲 夫	副会長
	成羽地域まちづくり協議会	副会長	東 健 次	
	川上地域まちづくり協議会	会長	山 本 栄 三	
	備中地域まちづくり協議会	会長	岡 崎 重 登	
	高梁市 民生委員児童委員協議会		湯浅美登里	
" 第4号	公募		鳴 川 忠 男	
	公募		清水美保子	
" 第5号	市職員	政策監	内 田 弘 樹	
" 第6号	岡山県備中県民局建設部 高梁地域維持補修課	課長	柴 田 昇	
" 第7号	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部岡山支社	地域交通課長	板 折 太 介	
" 第8号	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域	教授	橋 本 成 仁	
第3条第6項	中国運輸局岡山運輸支局	首席運輸企画専門官	吉 田 奈 美	
	岡山県県民生活部 県民生活交通課	副参事	原 弘 好	
	岡山県高梁警察署交通課	課長	河 合 利 隆	

資料5-3
高梁市公共交通に関するアンケート記入のお願い

市民の皆さまには、平素より市政へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
このたび、公共交通について市民の皆さまの日常生活における移動手段や公共交通の利用状況、公共交通に対するご意見・ご要望などをお伺いし、今後の公共交通施策の検討に当たっての基礎資料とするため、アンケート調査を実施いたします。
つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、お答えいただいた内容は全て統計的に処理しますので、個人の情報が特定されることはありません。また、ご記入いただいた内容を、本調査以外の目的に使用することは一切ございません。

令和6年8月

高梁市地域公共交通会議
会長 丹 正 鎮 夫

【アンケート記入にあたってのお願い】

- このアンケート調査は、市内の全世帯を対象に地域割をした上で2,000世帯を無作為抽出しています。
- アンケートには、高齢者の方や運転免許を持っていない方、公共交通など何らかの移動手段を必要としている15歳以上（高校生以上）の方が、なるべくお答えください。現在は公共交通などの移動手段を必要としている方がいらっしゃる場合、将来、移動手段が必要となった場合を考えてお答えください。
- 回答者の方が、調査票へのご記入が困難な場合は、家族の方が代わってご記入ください。
- 回答は、番号に○を付けていただくものと必要事項やご意見を記入いただくものがあります。回答が「その他」に当てはまる場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ご記入いただいたアンケート調査票は、下記のいずれかの方法でご回答ください。
① 同封の返信用封筒に入れ9月13日（金）までに郵便ポストへ投函してください。
② 右記「QRコード」をスマートフォン等で読み込み、9月13日（金）までにご回答ください。
（切手は不要です）



<問い合わせ先>
高梁市地域公共交通会議事務局（高梁市市民生活部 市民課内）
TEL. 0866-21-0254
FAX. 0866-22-9370

裏面へ続く

高梁市の公共交通に関するアンケート調査票

問1. あなた自身のことについておたずねします。必要事項をご記入いただくとともに、当てはまるものを1つ選んで○をつけてください。

① 居住地	1. 高梁地域（高梁中学校区：市街地（大瀬八長含む）・玉川町・松原町・落合町） 2. 高梁地域（高梁北中学校区：川面町・中井町・宇治町・高倉町（大瀬八長除く）） 3. 高梁地域（高梁東中学校区：津川町・巨瀬町） 4. 有漢町 5. 成羽町 6. 川上町 7. 備中町									
② 郵便番号（7桁で記入）	③ 性別		1. 男	2. 女	3. 回答しない	④ 年齢	歳			
⑤ 世帯構成	1. ひとり暮らし 2. 夫婦のみ 3. 二世帯 4. 三世帯以上 5. その他									
⑥ 職業等	1. 会社員・公務員・団体職員等 2. 自営業（農林水産業・商業等） 3. パート・アルバイト 4. 専業主婦（夫） 5. 高校生 6. 大学・専門学校等 7. 無職 8. その他（ ）									
⑦ 運転免許	1. 自動車免許あり 2. バイク（原付を含む）免許のみあり 3. 免許なし※ ※免許を自主返納した方は、返納時の年齢をご記入下さい（ 歳）									
⑧ 車・バイクの運転	1. 自分で車を運転する 2. 自分でバイク（原付を含む）を運転する 3. 自分で車・バイクは運転しない									
⑨ 家族や知人の自家用車による送迎	1. 気兼ねなく送迎を頼むことのできる人がいる 2. 気兼ねなく送迎を頼むことのできる人はいない									

問2 ⑩. 普段の移動についておたずねします。

あなたが普段、徒歩での移動が困難な市内の場所への移動に利用する交通手段は何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。また、一番利用するものに◎をつけてください。

（QRコードで回答する場合、一番利用するものを一番最初に選択してください。）

1. 自分で運転する車	2. 家族・親族・知人が運転する車	3. バイク（原付を含む）
4. 自転車	5. シニアカー（1人乗り電動車）	6. 路線バス（備北バス）
7. 生活福祉バス（市営バス）	8. ふれあい（乗合）タクシ-※	9. タクシ-
10. 鉄道（JR）	11. 福祉タクシ-	12. 福祉移送サービス
13. 高齢者福祉施設等の送迎車	14. その他（ ）	

※ふれあい（乗合）タクシ-：自宅送迎を基本とし、予約された家々を回って、それぞれの目的地までお送りするとともに、お帰りの際もご自宅までお送りします。現在「玉川地域」「松原地域」「川上地域」「備中地域」で運行しています。

問3. 70歳以上の運転免許をお持ちの方におたずねします。

⑪ 現在、あなたは、ご自分の運転に不安がありますか。

1. 不安はない	2. 少し不安がある	3. 不安がある
----------	------------	----------

⑫ 運転免許証を自主返納するとしたら何歳頃になると思いますか。

（ ）歳頃

問4. あなたがよく利用する医療機関・商業施設についておたすねします。

⑬ 現在、月平均1回以上通院している医療機関（診療所・歯科医院を○）がありますか。

1. ある 2. ない

⑭ ⑬で「1. ある」に○をつけた方は、月平均1回以上通院している医療機関に○をつけてください。（複数回答可）

	病院・診療所等（歯科含む）	歯科医院
高梁地域	1.高梁整形外科医院 2.西医院 3.大杉病院 4.尾島クリニック 5.池田医院 6.高梁中央病院 7.藤本診療所 8.野村医院 9.宇治診療所 10.仲田医院 11.ささがわホスピタル 12.ふじかわ眼科高梁分院	23.小野歯科医院 24.妹尾歯科医院 25.医療生協高梁歯科診療所 26.武並デンタルクリニック 27.田中歯科医院 28.中田歯科 29.樋口歯科医院 30.藤本歯科医院 31.難波歯科クリニック
有漢地域	13.有漢診療所	
成羽地域	14.成羽病院 15.まつうらクリニック 16.田原診療所 17.牧屋診療所	32.おおつか歯科医院 33.渡辺歯科医院
川上地域	18.川上診療所	34.川上歯科診療所
備中地域	19.備中診療所 20.湯野診療所 21.平川診療所 22.西山診療所	35.備中歯科診療所
その他	36.医療機関名	所在地

⑮ 現在、月平均2回以上で自分で買物に行く商業施設（スーパー、商店等）がありますか。

1. ある 2. ない

⑯ ⑮で「1. ある」に○をつけた方は、月平均2回以上で自分で買物に行く商業施設に○をつけてください。（複数回答可）

1. ポルカ天満屋	2. ゆめタウン高梁店	3. コスモス高梁店	4. コスモス高梁段町店
5. サクザク高梁店	6. サクザク落合店	7. シュンデンスロー高梁店	8. DCM 高梁店
9. ナフコ高梁店	10. かわかみ（鍛冶町）	11. ササキストア（新町）	
12. 天竜堂（落合町）	13. 秋岡商店（落合町）	14. なりわパーク	15. 池田本店
16. 地域に来る移動販売車	17. コンビニエンスストア		
18. その他（商業施設名）	所在地：		

問5 ⑰. 高梁市の公共交通機関（路線バス、生活福祉バス、乗合タクシー）のサービスの満足度についておたすねします。あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

※サービスとは便数、時間、料金、運転手のマナー等です。

1. 満足している 2. やや満足 3. どちらでもない 4. やや不満 5. 不満である

問6 ⑱. 今後、地域のバスや乗合タクシーを利用しようと思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

1. 利用しようと思う 2. できるだけ利用しようと思う
3. あまり利用しようと思わない 4. 利用しようと思わない

裏面へ続く

-3-

問7. 生活福祉バスを中心としたバス路線は、運行日や運行便数も限られ、利用者もごく一部の人に限定されており、市ではバス路線（通学利用路線を除く）に替えてドアップトア（自宅⇄目的地）を基本とした乗合タクシーの運行拡大も検討しています。

その場合、現行の乗合タクシーも含めて、時刻や曜日運行を廃止し、平日の決められた時間内であれば、目的地の制限はあるものの、タクシーと同じようにいつでも電話で呼ぶことができます。（注：その時に空車があれば、空車が出るまで待つ必要があります）

また、運賃（利用料金）は、距離制運賃として一般のタクシー料金の1/2～1/3程度を利用者に負担していただくことを検討しています。※今後運賃（利用料金）の協議は慎重に行います。

（例：一般のタクシー料金が3,000円の場合、利用者負担は1,000～1,500円）

⑲ こうした点を踏まえ、お住まいの地域にとって良いと思われるものに○をつけてください。

1. 運行日や運行便数は限られるが、運賃の安い生活福祉バスのままが良いと思う
2. 運賃が高くなってもタクシー料金の半額以下で一般のタクシーのように利用できるほうが、より多くの人が利用できて良いと思う（乗車機会は増加）
3. わからない

問8. ライドシェア等の新しい移動サービスについて

近年のドライバー不足等の問題を受け、地域と時間を限定して、一般のドライバーが有料で旅客運送を行う「ライドシェア」等が全国で始まっています。

高梁市においてもその可能性を検討していきたいと考えています。

あなたのお考えに近いものにそれぞれ○をつけてください。

⑳ ライドシェアの利用者として

1. 二種免許を持たない一般ドライバーが運転する車には乗りたくない
2. 二種免許を持っているが、所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない
3. わからない

㉑ ライドシェアのドライバー

1. 条件が合えば、副業としてドライバーになってもよい
2. 地域に役立つならば、できる範囲でドライバーになってもよい
3. ドライバーにはなれない
4. わからない

問9 ㉒. 高梁市の公共交通についてご意見・ご要望、ご提案等ありましたらご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

-4-

生活福祉バス路線に関するアンケート調査票（9月9日～17日）

この生活福祉バスを利用されている方のご意見をお聞きするため、下記のアンケートにおひとり1回ご協力くださいようお願い申し上げます。

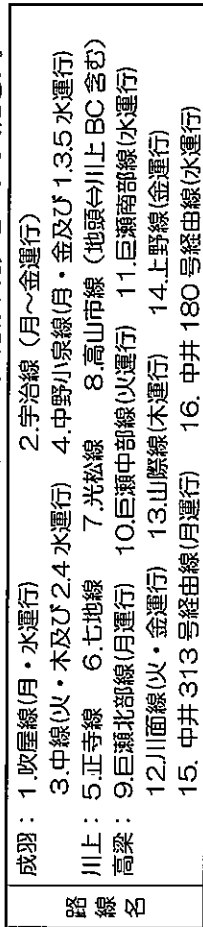
なお、ご記入いただきました本アンケート用紙は、次にご乗車いただけますアンケートにおひとり1回ご協力くださいませうとお願い申し上げます。

この生活情報型バス、利用されている方のご意見をお聞きするため、下記の乗降便または後日便への乗車時、またはバスを降りるときに帰え付けの回収袋に入れていただくか、右の二次元コードにてご返送ください。

問1 あなたご自身のことについてお聞きます。あてはまるものに○をつけてください。

性 別	1. 男	2. 女	3. 回答しない
年 齢 等	1. 小・中学生(それ以下) 4. 15~70 歳未満 7. 80~84 歳	2. 高校生 5. 70~74 歳 8. 85~89 歳	3. 大学生 6. 75~79 歳 9. 90 歳以上

問2 あなたが今乗車されている路線に○をつけてください。なお、複数の路線が運行している区間をご利用の方は、主に利用している路線に○（2路線以内）をつけてください。



問3 路線の利用状況についてお聞きます。

現在、月にどのくらいこの路線を利用しますか。月の平均利用日数をお書き下さい。また、最寄りのバス停名及びバス停までの距離（または所要時間）をお書き下さい。

問3 路線の利用状況についてお聞きます。
現在、月にどのくらいこの路線を利用しますか。月の平均利用日数をお書き下さい。また、最寄りのバス停及びバス停までの距離（または所要時間）をお書き下さい。

問4 この路線の満足度として、各項目で該当する番号に○をつけてください。

問題4 この路線の満足度として、各項目で該当する番号に○をつけてください。

満足度評価項目	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
① 1日の運行本数について	5	4	3	2	1
② 料金について	5	4	3	2	1
③ 運行経路について	5	4	3	2	1
④ 目的地までの乗車時間について	5	4	3	2	1
⑤ 往路（行き）便の時刻について	5	4	3	2	1
⑥ 復路（帰り）便の時刻について	5	4	3	2	1

問5 この路線について、具体的にどのようなご意見、ご要望、ご提言などあれば、お書きください。

問5 この路線について、具体的なご意見、ご要望、ご提言などあれば、お書きください。

ふれあいタクシーに関するアンケート調査票（9月2日～17日）

ふれあいタクシーをご利用されている方のご意見をお聞きするため、下記のアンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご記入いただきました本アンケート用紙は、次にご乗車いただいた際（復路便または後日便への乗車時）、またはふれあいタクシーを降りるときに運転手にお渡しください。



問1 あなたご自身のことについてお聞きします。あてはまるものに○をつけてください。

性 別	1. 男	2. 女	3. 回答しない
年 齢	1. 70 歳未満 4. 80～84 歳	2. 70～74 歳 5. 85～89 歳	3. 75～79 歳 6. 90 歳以上

問2 あなたが利用されている路線（区域）に○をつけてください。（ ）内は運行日

路線名 (曜日)	備中：1. 西山 (金・土) 3. 布賀・黒鳥・布瀬 (火・木・土) 川上：5. 川上北部 (火・金) 6. 川上南部 (月・水) 高梁：7. 玉川 (月・水・金) 8. 松原東 (火) 9. 松原西北 (水) 10. 松原西南 (金)	2. 湯野・田原 (火・木・金) 4. 平川・長谷 (月・水)
-------------	--	------------------------------------

問3 路線の利用頻度についてお聞きします。

現在、月にどのくらいのこの路線を利用しますか。月の平均利用日数をお書き下さい。

路線（区域）の利用日数	月平均	日程度（または年間	日程度）
-------------	-----	-----------	------

問4 利用している路線の満足度として、各項目で該当する番号に○をつけてください。

満足度評価項目	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
①運行日（曜日）について	5	4	3	2	1
②1 日の運行本数について	5	4	3	2	1
③料金について	5	4	3	2	1
④利用できる区域・乗降場所について	5	4	3	2	1
⑤目的地までの乗車時間について	5	4	3	2	1
⑥往路（行き）便の時刻について	5	4	3	2	1
⑦復路（帰り）便の時刻について	5	4	3	2	1

問5 利用路線について、具体的なご意見、ご要望、ご提言などあれば、お書きください。

--

通学定期券購入費用の 補助を拡充します！

がんばる高校生を応援します！

令和7年度からの補助内容

(令和7年3月正式決定)

NEW

高梁市内の高校(5校)
に鉄道を利用して
通学する高校生の皆さん

市内外からJR等の鉄道を利用して通学
する場合、通学定期券購入費用の1/4
(ただし年間3万円まで)を補助します！



NEW

高梁市内の高校(5校)
に市外から
バス通学する
高校生の皆さん

通学定期券購入費用の
1/2 を補助します！



※申請は、高校入学後となります。

・市外に居住されていて、地元自治体から同様の
支援がある場合は対象外となります。

現在の通学費補助制度 (令和7年度以降も継続)

市内に居住し、市内外の高校にバスを利用して通学する場合、居住地の
最寄りのバス停から通学する高校等の最寄りのバス停又は駅までの区間
において、通学定期券購入の半額を補助しています！



お問い合わせ

【バス定期】高梁市役所 市民課 TEL：0866-21-0254

【鉄道定期】高梁市教育委員会 こども教育課 TEL：0866-21-1518

資料6-2

